

# **第 2 期矢掛町子ども・子育て支援事業計画**

**素案**

**2020（令和 2）年 3 月  
矢掛町**

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 策定の方法	2

## 第2章 子育てを取り巻く矢掛町環境

1 少子化の現状	4
2 就労の現状	11
3 子どもをめぐるサービスの現状	13
4 推計人口(町推計)	19
5 ニーズ調査結果	20
6 第1期計画の目標に対する評価及び課題と今後の方向性	30

## 第3章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 就学前教育・保育提供区域の設定	40
2 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制・実施時期	40
3 就学前教育・保育施設の施設整備について	40
4 就学前教育・保育施設の利用定員について	41
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施内容の確保	42
6 教育・保育の量の見込み	42
7 地域子ども・子育て支援事業	44

## 第4章 第2期計画の基本的な考え方

1 基本理念	50
2 基本目標	51
3 「第2期子ども・子育て支援事業計画体系図」	52

## 第5章 計画の基本施策

基本目標1 質の高い幼児・学校教育と地域家庭連携	53
基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり	59
基本目標3 子育てと仕事の両立支援	69
基本目標4 地域における子育て支援と防犯・防災強化	74

第6章 目標指標一覧	77
------------	----

## 第7章 計画の推進体制

1 計画推進のための各主体の役割	79
2 地域との協働体制の構築	80
3 計画の内容と実施状況の公表	80
4 進行管理	80

## 資料

1 矢掛町子ども・子育て会議条例	81
2 諮問	84
3 用語解説	85

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

近年、我が国では、少子化や核家族化が進行するとともに、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、共働き家庭の増加や児童虐待の深刻化など、子育ての負担感や不安、孤立感が高まるとともに、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となるなど、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

国は2012（平成24）年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、2015（平成27）年4月から「子ども・子育て支援新制度」を実施し、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を進めています。この法に基づき、本町においても地域における家庭や子どもの状況に応じた、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保証することを目指した「矢掛町子ども・子育て支援事業計画」[2015（平成27）～2019（令和元）年度の5年間計画]を策定しました。

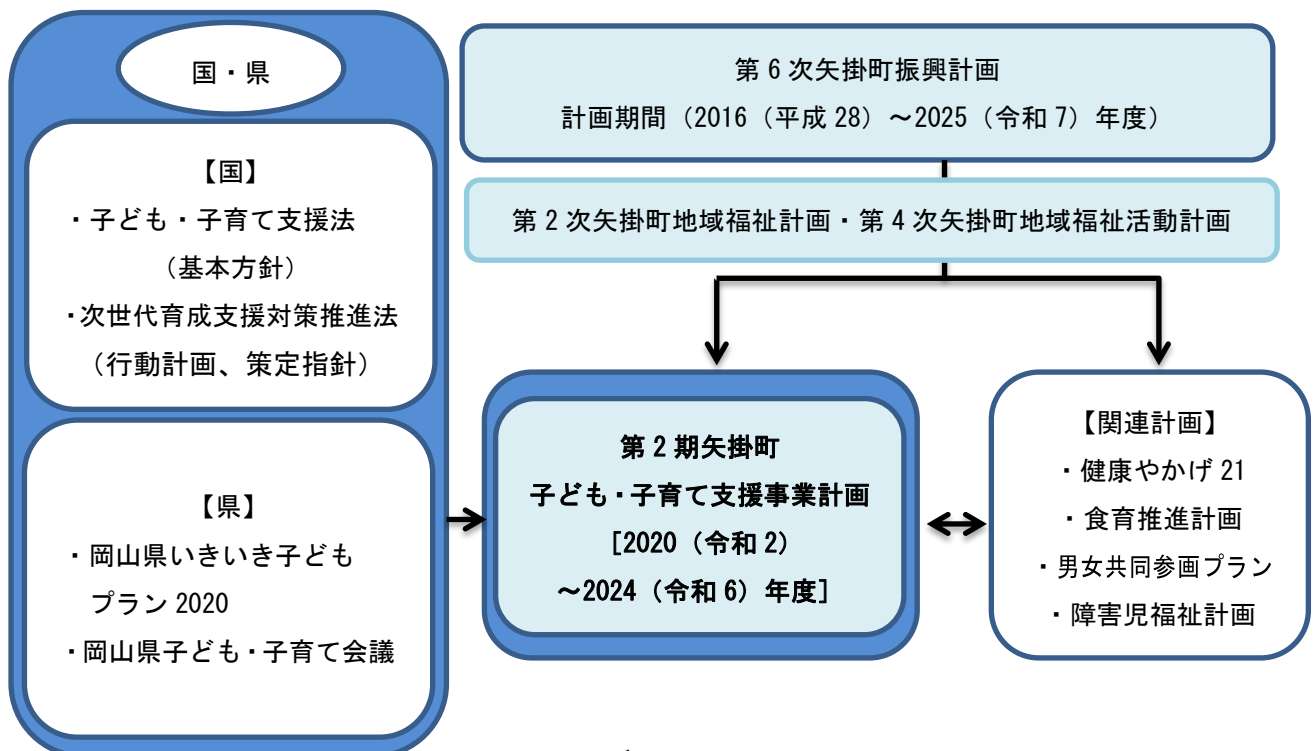
その後、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」で、待機児童の解消と女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。また、国は「3歳児以上の幼児教育・保育無償化」の重要政策を打ち出し、2019（令和元）年10月から実施しています。

矢掛町では、国全体の少子化をいち早く見据え、政策的に子育て支援や移住定住施策を進めてきました。そのため、本町における子育て環境はここ数年で変わっています。変化を把握するとともに、これまでの取り組みの成果や課題の分析を行った上で「第2期矢掛町子ども・子育て支援事業計画」[2020（令和2）年度～2024（令和6）年度]を策定し、総合的・計画的に子育て支援を推進し、未来ある子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の人口増を目指して取り組んでいきます。

## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村・子ども子育て支援事業計画」及び、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

### 【計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

本計画は、2020（令和2）～2024（令和6）年度までの5年間で計画期間とし、毎年、計画の実施状況を把握・点検した上で進行管理を行っていきます。

【計画の期間】

2010 (平成22) 年度	2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2年) 年度	2021 (令和3年) 年度	2022 (令和4年) 年度	2023 (令和5年) 年度	2024 (令和6年) 年度
矢掛町次世代育成支援 行動計画（後期計画）														
			策定	第1期矢掛町 子ども・子育て支援事業計画										
								策定	第2期矢掛町 子ども・子育て支援事業計画					

### 4 策定の方法

本計画の策定にあたっては、「矢掛町子ども・子育て会議」で検討した上での意見を策定します。

#### (1) ニーズ調査の実施

2018（平成30）年11月に「矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、子育て家庭におけるお子さんと保護者の現状、意向、課題等について意見を聞きました。

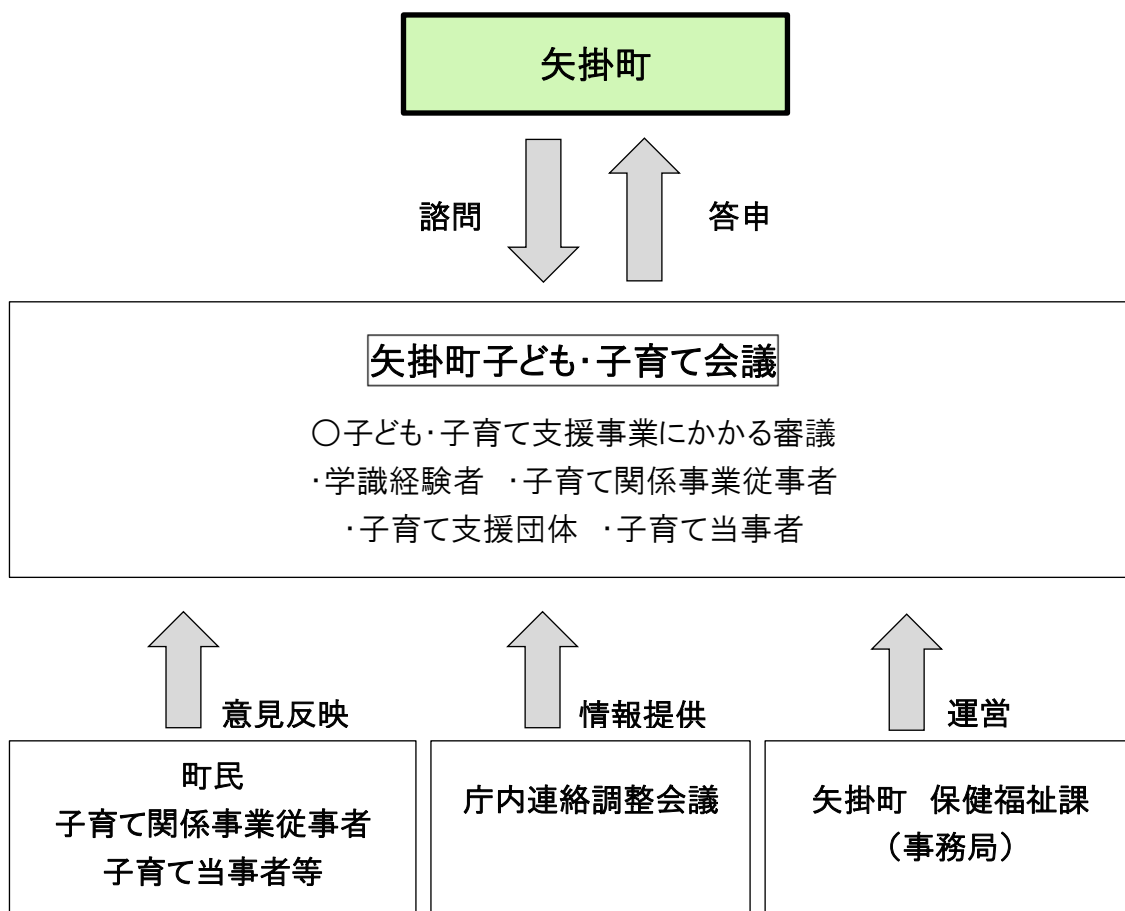
【矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査の概要（表）】

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
抽出方法	就学前と小学校世帯は別々に実施 (兄弟姉妹がいる場合は、年少の子を対象として実施)	
標本数	419 世帯	451 世帯
回収数	259 通	249 通
有効回収率	61.8%	55.2%

#### (2) 策定体制

本計画の検討にあたり、ニーズ調査での意見、提言をとらえ、庁舎内関係部署で組織する「庁内連絡調査会議」や、矢掛町子ども・子育て会議条例の規定に基づき「矢掛町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する施策や、地域の子育て支援のあり方について検討し、本計画を作成しました。

【策定体制（図）】



(3)策定スケジュール

実施年月日	実施内容
2019(令和元)年 6月24日	第1回会議 ・会長の選出 ・町長から諮問 ・第2期計画策定に係る骨子について審議
2019(令和元)年 8月26日	第2回会議 ・各種事業の今後の必要量の見込みについて審議 ・素案 今後の施策について審議
2019(令和元)年 11月25日	第3回会議 ・素案の修正について審議 ・概要版について審議 ・目標値について審議
2019(令和元)年 12月	・パブリックコメント
2020(令和2年)年 2月 日	第4回会議 ・素案の最終審議 ・町長へ答申(会長・副会長)

## 第2章 子育てを取り巻く矢掛町の環境

### 1 少子化の現状

#### (1)人口の推移

##### ①総人口と年齢3区分人口の推移

矢掛町の総人口は、2015（平成27）年は14,916人、2019（平成31）年は14,243人となっており、年々減少傾向にあります。

年齢3区分による人口及び割合の推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少していますが、高齢人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

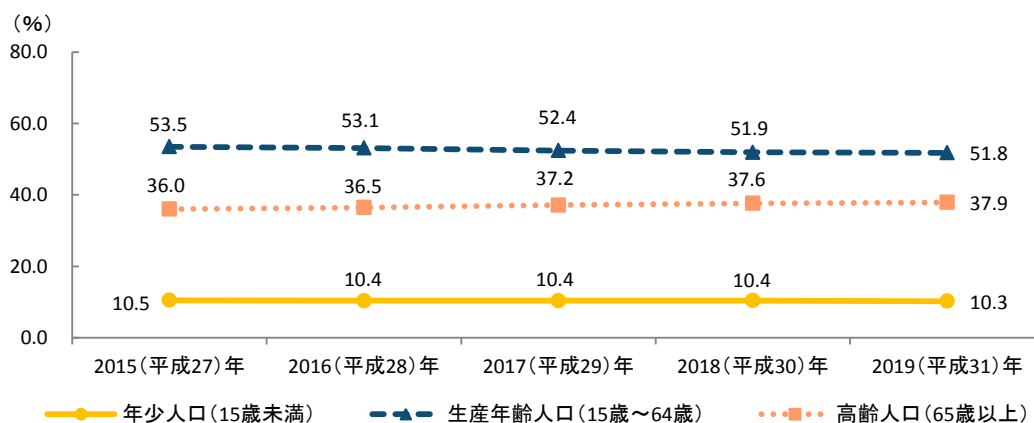
【総人口と年齢3区分人口の推移（表）】

単位：人、%

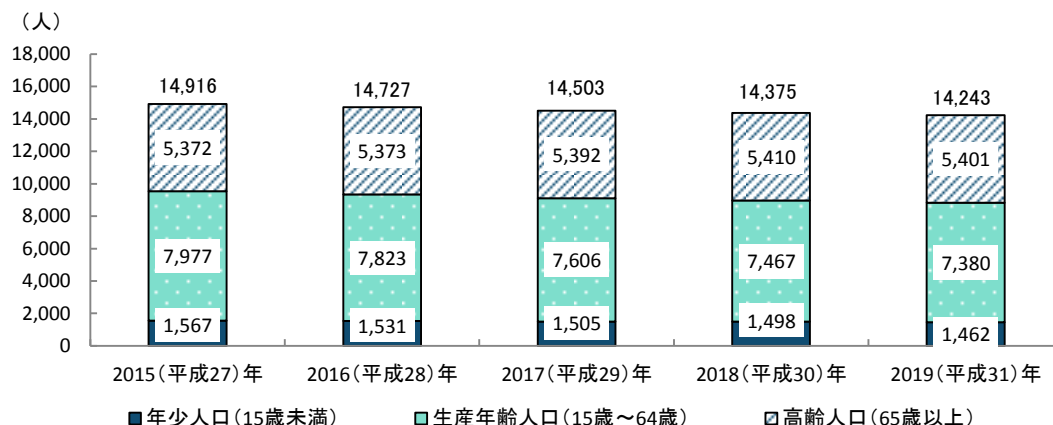
	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年
総人口	14,916	14,727	14,503	14,375	14,243
年少人口(15歳未満)	1,567	1,531	1,505	1,498	1,462
割合	10.5	10.4	10.4	10.4	10.3
生産年齢人口(15歳～64歳)	7,977	7,823	7,606	7,467	7,380
割合	53.5	53.1	52.4	51.9	51.8
高齢人口(65歳以上)	5,372	5,373	5,392	5,410	5,401
割合	36.0	36.5	37.2	37.6	37.9

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢3区分人口割合の推移（図）】



### 【年齢3区分人口の推移（図）】



### ②児童人口の推移

18歳未満児童人口（合計）は年々減少傾向で推移していますが、その中で、就学前（0～5歳）人口は横ばい状態で推移しています。これは、町の人口増対策として、移住定住施策や就学前の子育て支援施策による影響と考えられます。

### 【児童人口の推移（表）】

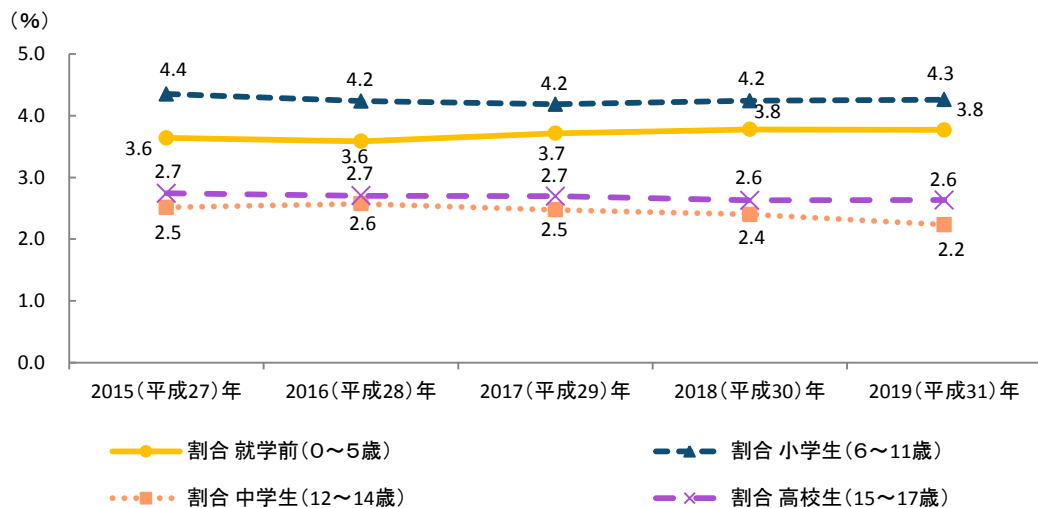
単位：人、%

	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年
総人口	14,916	14,727	14,503	14,375	14,243
18歳未満児童人口 合計	1,976	1,929	1,896	1,876	1,837
割合	13.2	13.1	13.1	13.1	12.9
児童人口 就学前(0～5歳)	543	528	539	543	537
割合	3.6	3.6	3.7	3.8	3.8
児童人口 小学生(6～11歳)	649	624	607	610	607
割合	4.4	4.2	4.2	4.2	4.3
児童人口 中学生(12～14歳)	375	379	359	345	318
割合	2.5	2.6	2.5	2.4	2.2
児童人口 高校生(15～17歳)	409	398	391	378	375
割合	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6

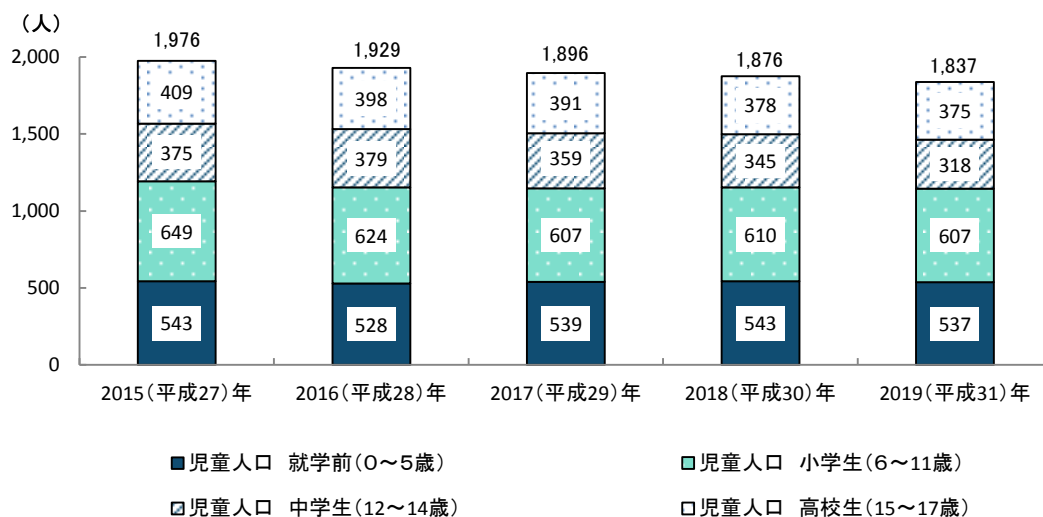
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



### 【総人口における児童人口年齢4区分の割合の推移（図）】



### 【児童人口の推移（図）】



## (2)世帯数の推移

世帯数は、2000（平成12）年の4,864世帯から2010（平成22）年は4,934世帯と増加傾向でしたが、2015（平成27）年は4,923世帯と減少しています。核家族世帯及び単独世帯の増加により、1世帯あたりの人数は減少しています。

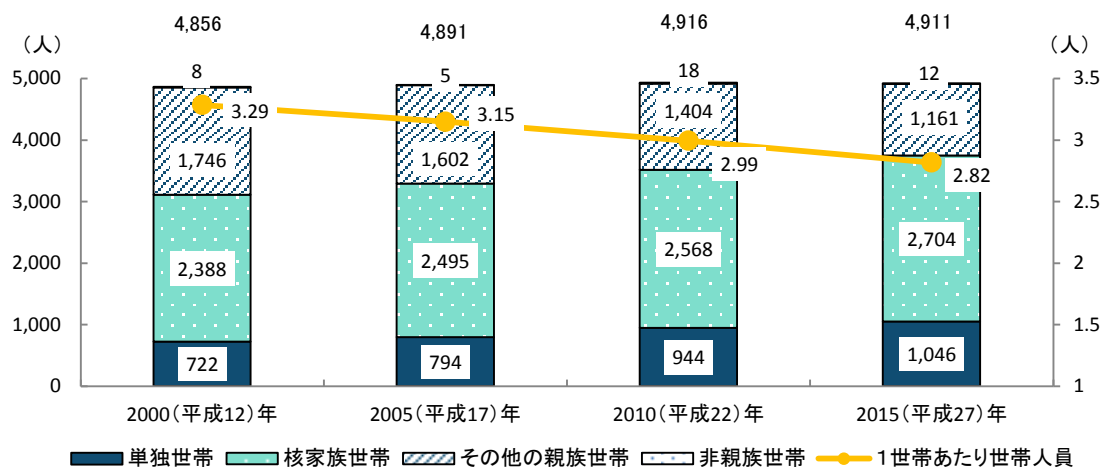
【世帯数の推移（表）】

単位：世帯、%

	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年
世帯	4,864	4,896	4,934	4,923
単独世帯	722	794	944	1,046
割合	14.8	16.2	19.1	21.2
核家族世帯	2,388	2,495	2,568	2,704
割合	49.1	51.0	52.0	54.9
夫婦のみ世帯	984	1,025	1,003	1,073
割合	41.2	41.1	39.1	39.7
夫婦と子からなる世帯	1,091	1,117	1,148	1,196
割合	45.7	44.8	44.7	44.2
ひとり親と子からなる世帯	313	353	417	435
割合	13.1	14.1	16.2	16.1
その他の親族世帯	1,746	1,602	1,404	1,161
割合	35.9	32.7	28.5	23.6
非親族世帯	8	5	18	12
割合	0.2	0.1	0.4	0.2
1世帯あたり世帯人員	3.29	3.15	2.99	2.82

資料：国勢調査

【世帯数の推移（図）】



### (3)出生の動向

出生数は、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度にかけて増加していましたが2017（平成29）年度以降減少傾向にあります。

矢掛町の出生率は岡山県と比べると低いですが、2016（平成28）年は岡山県と全国よりも高くなっています。

【出生数と合計特殊出生率の推移（表）】

単位：人、人/1,000人

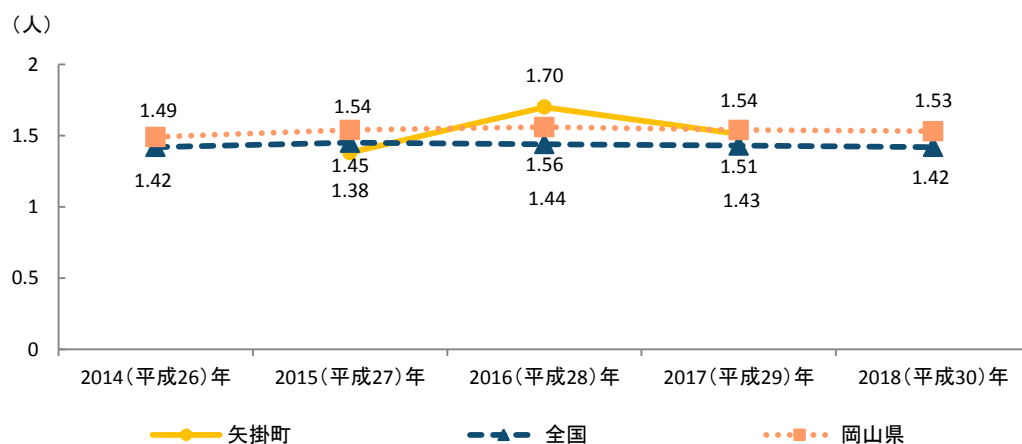
区 分		2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
出生数		73	78	88	87	82
総人口		15,052	14,916	14,727	14,503	14,375
合計特殊出生率	区分	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年
	矢掛町	— (1.28)	1.38 (1.28)	1.70 (1.57)	1.51 (1.40)	—
	岡山県	1.49	1.54	1.56	1.54	1.53
	全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

資料：出生数…保健福祉課（出生時、矢掛町に住所がある人）

総人口…住民基本台帳（各年4月1日現在）

※（ ）内は合計特殊出生率の算出方法が変更する前の数値

【合計特殊出生率の推移（図）】



## (4)婚姻等の状況

### ①婚姻・離婚

婚姻件数は、2013（平成25）年の53件をピークに年々減少していましたが、2017（平成29）年には42件、婚姻率、3.0件/1,000人となっており、増加しています。

離婚件数は、2015（平成27）年の27件をピークに減少していましたが、2017（平成29）年には20件、離婚率1.45件/1,000人となっており、やや増加しています。

岡山県と比べて、婚姻率、離婚率ともに矢掛町が低い傾向にあります。

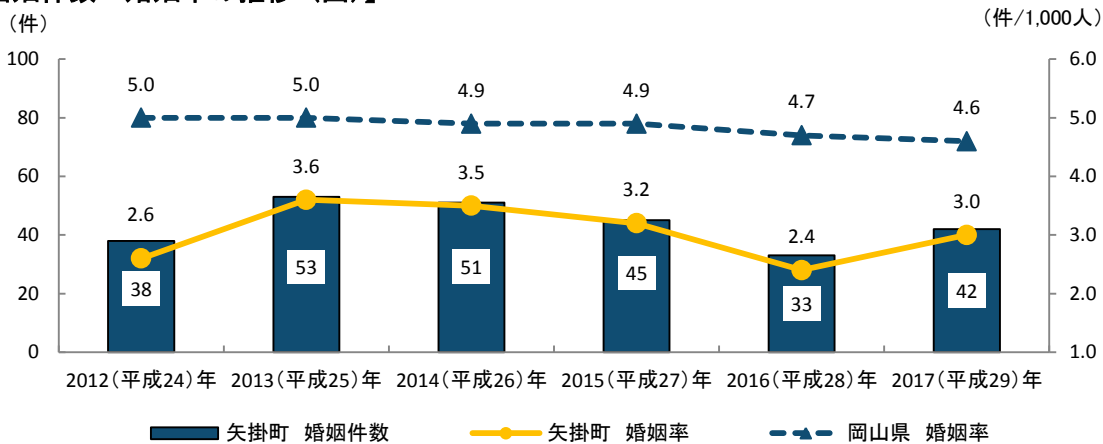
【婚姻・離婚件数と婚姻率・離婚率の推移（表）】

単位：件、件/1,000人

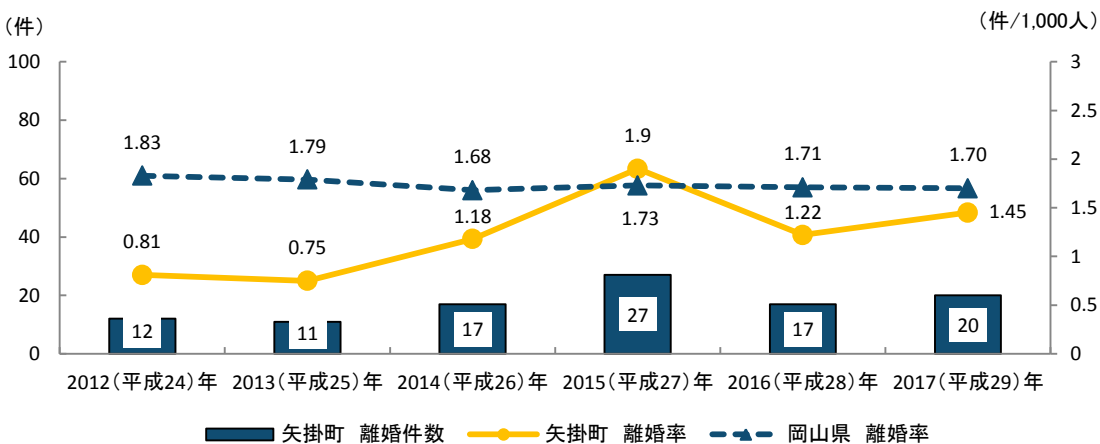
区 分		2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	
婚姻	矢掛町	婚姻件数	38	53	51	45	33	42
		婚姻率	2.6	3.6	3.5	3.2	2.4	3.0
	岡山県	婚姻率	5.0	5.0	4.9	4.9	4.7	4.6
離婚	矢掛町	離婚件数	12	11	17	27	17	20
		離婚率	0.81	0.75	1.18	1.90	1.22	1.45
	岡山県	離婚率	1.83	1.79	1.68	1.73	1.71	1.70

【婚姻件数・婚姻率の推移（図）】

資料：人口動態統計



【離婚件数・離婚率の推移（図）】



## ②未婚

矢掛町の未婚率の推移をみると、2015（平成27）年に男性が27.1%（岡山県では29.4%）、女性が17.9%（岡山県では21.7%）となっており、男女ともに増加傾向となっています。

岡山県でも、男性は2000（平成12）年以降、女性は2005（平成17）年以降増加傾向にあります。

【未婚者数と未婚率の推移（表）】

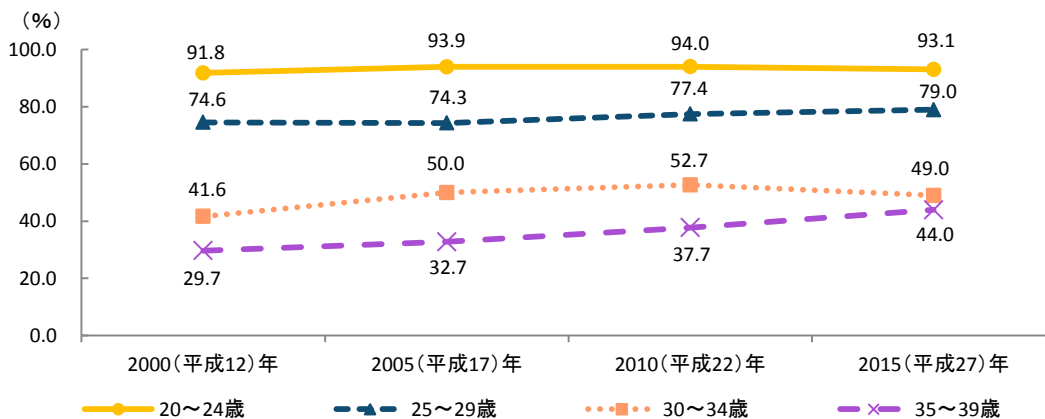
単位：人、%

区 分			2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年
矢掛町	男性	未婚者数	1,621	1,629	1,614	1,611
		未婚率	24.4	25.1	26.1	27.1
	女性	未婚者数	1,179	1,153	1,229	1,201
		未婚率	15.8	15.8	17.2	17.9
岡山県	男性	未婚率	28.1	28.4	29.2	29.4
	女性	未婚率	21.3	21.2	21.3	21.7

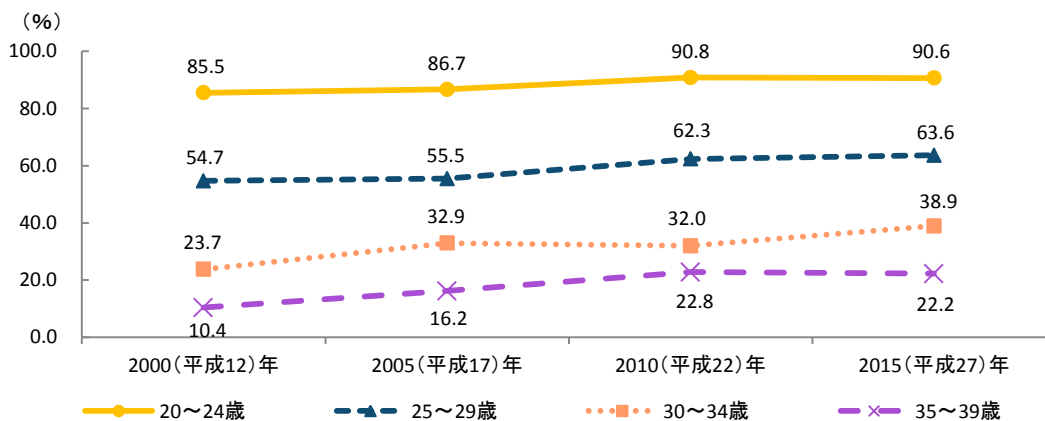
資料：国勢調査

※「未婚」…まだ結婚したことのない人

【矢掛町の男性未婚率の推移（図）】



【矢掛町の女性未婚率の推移（図）】



## 2 就労の現状

### (1) 就労状況

#### ① 就業者の推移

高齢化などを背景に男性の就業者数は減少傾向にあります。女性は社会進出の影響により 2015（平成 27）年は増加しています。

国の目標として 25～44 歳の女性の就業率 80%を定めており、これに対して矢掛町の 25～44 歳の女性の就業率は年々増加し、2015（平成 27）年には 78.0%と国の目標値に近づいています。

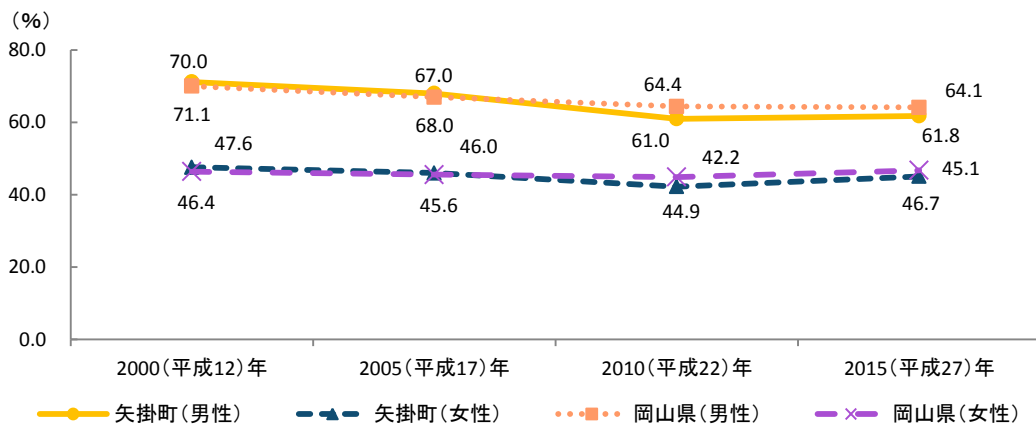
【就業者数・就業率の推移（表）】

単位：人、%

区 分		2000 (平成 12) 年	2005 (平成 17) 年	2010 (平成 22) 年	2015 (平成 27) 年	
男性全体	矢掛町	就業者数	4,720	4,406	3,778	3,669
		就業率	71.1	68.0	61.0	61.8
	岡山県	就業率	70.0	67.0	64.4	64.1
女性全体	矢掛町	就業者数	3,551	3,366	3,022	3,032
		就業率	47.6	46.0	42.2	45.1
	岡山県	就業率	46.4	45.6	44.9	46.7
女性 (25～44 歳)	矢掛町	就業者数	1,194	1,137	1,133	1,036
		就業率	72.9	73.8	74.9	78.0

資料：国勢調査

【就業率の推移（図）】



## ②女性の就業

45歳～74歳においては2010（平成22）年以降年々就業率が高くなっており、女性の社会進出が着実に進んでいる傾向がみられ、また、子育てが落ち着き再び就労するといったケースも考えられます。

矢掛町のほとんどの年齢層が岡山県の就業率と比べると高くなっています。

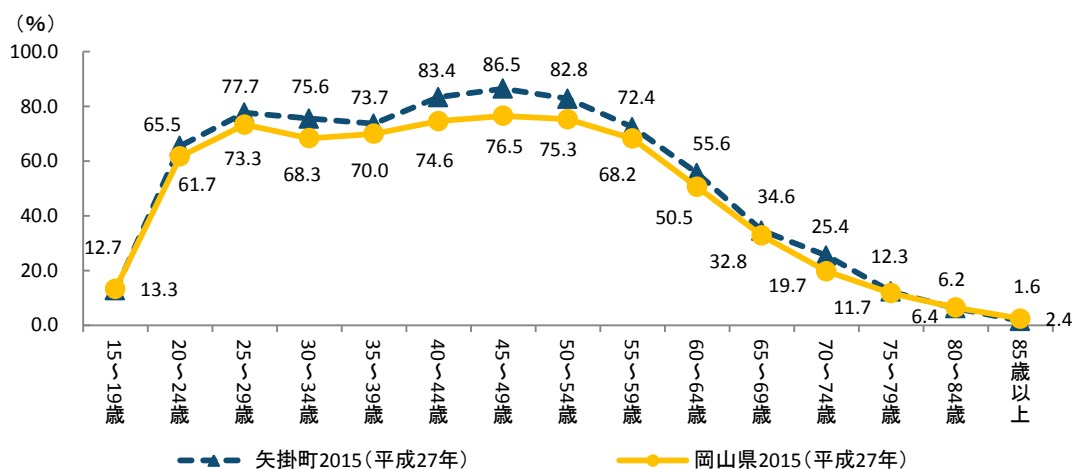
【女性の年齢別就業率の推移（表）】

単位：％

年齢区分	矢掛町				岡山県
	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2015 (平成27)年
15～19歳	9.0	11.5	9.3	12.7	13.3
20～24歳	76.8	62.7	75.3	65.5	61.7
25～29歳	74.6	67.4	79.8	77.7	73.3
30～34歳	70.5	69.5	69.8	75.6	68.3
35～39歳	74.3	76.5	76.7	73.7	70.0
40～44歳	82.2	80.9	83.8	83.4	74.6
45～49歳	85.1	81.4	83.9	86.5	76.5
50～54歳	77.2	80.5	80.1	82.8	75.3
55～59歳	63.7	64.2	70.0	72.4	68.2
60～64歳	42.5	45.0	42.4	55.6	50.5
65～69歳	35.3	32.3	24.3	34.6	32.8
70～74歳	27.7	25.9	17.3	25.4	19.7
75～79歳	15.3	16.5	12.3	12.3	11.7
80～84歳	6.9	6.2	5.4	6.2	6.4
85歳以上	2.8	3.0	1.5	1.6	2.4

資料：国勢調査

【女性の年齢別就労率（図）】



### 3 子どもをめぐるサービスの現状

#### (1)就学前

##### ①認可保育園と幼稚園の状況

###### ■認可保育園

町内の認可保育園は4箇所、定員数は360人です。(2018(平成30)年度から定員数30人増)入園児童数は年々増加し、2019(令和元)年度途中から定員を超過します。また、0~5歳児人口に占める保育園入園率は、2019年4月で64.6%となり年々増加傾向となっています。

#### 【認可保育園入園児童数等の推移(各年度4月1日現在 ※( )内は年度末の数値)(表)】

単位：箇所、人、%

区 分	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	
保育園数(公立)	4	4	4	4	4	4	
定員数	330	330	330	330	360	360	
入園児童数	266 (278)	273 (292)	286 (308)	306 (329)	320 (343)	347 (380)	
内 訳	0歳児	9 (18)	7 (16)	8 (16)	5 (22)	13 (27)	6 (19)
	1歳児	27 (27)	33 (37)	34 (39)	39 (42)	44 (46)	45 (61)
	2歳児	48 (54)	42 (46)	54 (60)	53 (55)	55 (59)	66 (67)
	3歳児	59 (57)	65 (65)	65 (66)	75 (75)	70 (71)	78 (79)
	4歳児	71 (70)	57 (57)	70 (73)	63 (63)	73 (75)	73 (73)
	5歳児	52 (52)	69 (71)	55 (54)	71 (72)	65 (65)	79 (81)
0~5歳児人口	542	543	528	539	543	537	
保育園入園率	49.1	50.3	54.2	56.8	58.9	64.6	

資料：保健福祉課

#### 【各認可保育園入園状況(2019(平成31)年4月1日現在)(表)】

単位：人、%

公私	保育園名	定員	入園児童数	定員に占める割合
公 立	矢掛保育園	130	128	98.5
	三谷保育園	80	71	88.8
	中川保育園	80	81	101.3
	小田保育園	70	67	95.7
	合 計	360	347	96.4

資料：保健福祉課



■ 幼稚園

町内の幼稚園は 4 箇所、定員数は 350 人です。

入園児童数は、2014（平成 26）年度と比較して半減しています。

【幼稚園入園児童数等の推移（各年度 5 月 1 日現在）（表）】

単位：箇所、人、%

区 分	2014 （平成 26） 年度	2015 （平成 27） 年度	2016 （平成 28） 年度	2017 （平成 29） 年度	2018 （平成 30） 年度	2019 （令和元） 年度
幼稚園数（公立）	4	4	4	4	4	4
定員数	350	350	350	350	350	350
入園児童数	66	57	50	54	43	30
内 訳	4 歳児	30	24	25	27	16
	5 歳児	36	33	25	27	14
4～5 歳児人口	194	194	189	197	188	186
幼稚園入園率	34.0	29.4	26.5	27.4	22.9	16.1

資料：教育課

【各幼稚園入園状況（2019（令和元）年 5 月 1 日現在）（表）】

単位：人、%

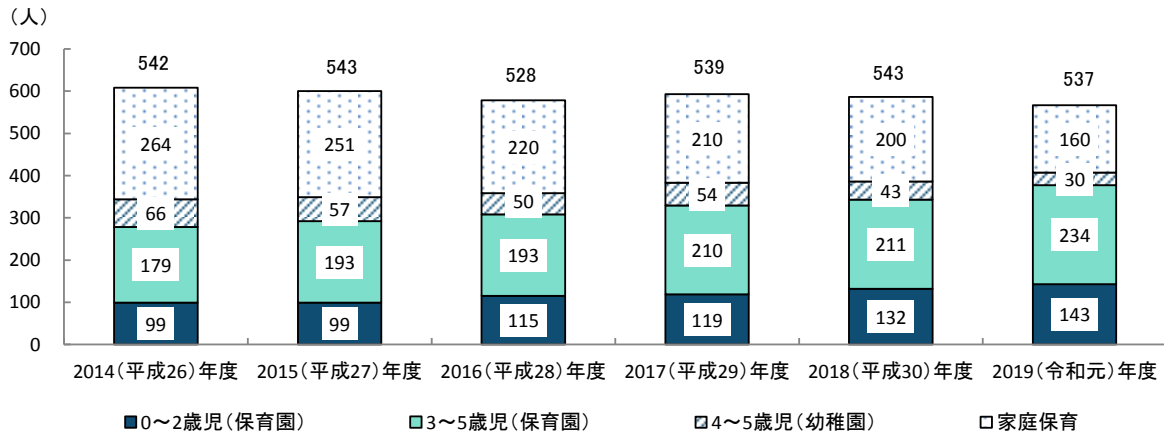
公私	保育園名	定 員	入園児童数	定員に占める割合
公 立	矢掛幼稚園	140	16	11.4
	美川幼稚園	70	3	4.3
	山田幼稚園	70	6	8.6
	川面幼稚園	70	5	7.1
	合 計	350	30	8.6

資料：教育課

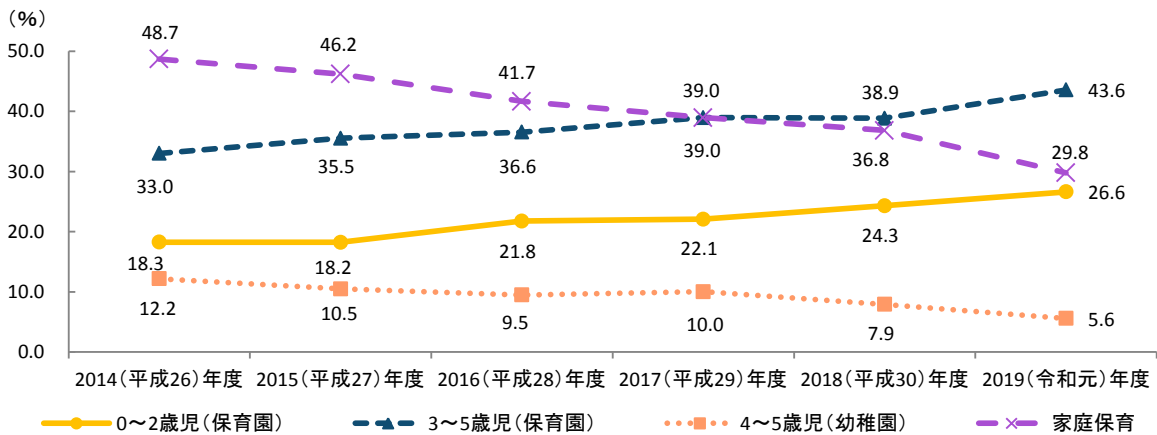
■ 保育園・幼稚園の入園児童数

家庭保育及び幼稚園に入園する児童は年々減少しており、保育園へ入園する児童が増加しています。また、0～2歳児の保育園入園が増加しています。

【保育園・幼稚園の入園児童数（図）】



【保育園・幼稚園の入園児童割合（図）】



## (2)小学校

### ①小学校の状況

町内の小学校数は7箇所です。児童数は2014（平成26）年度から2017（平成29）年度にかけて減少傾向であり、2018（平成30）年度以降は横ばいです。教員一人あたり児童数も横ばい状態となっています。

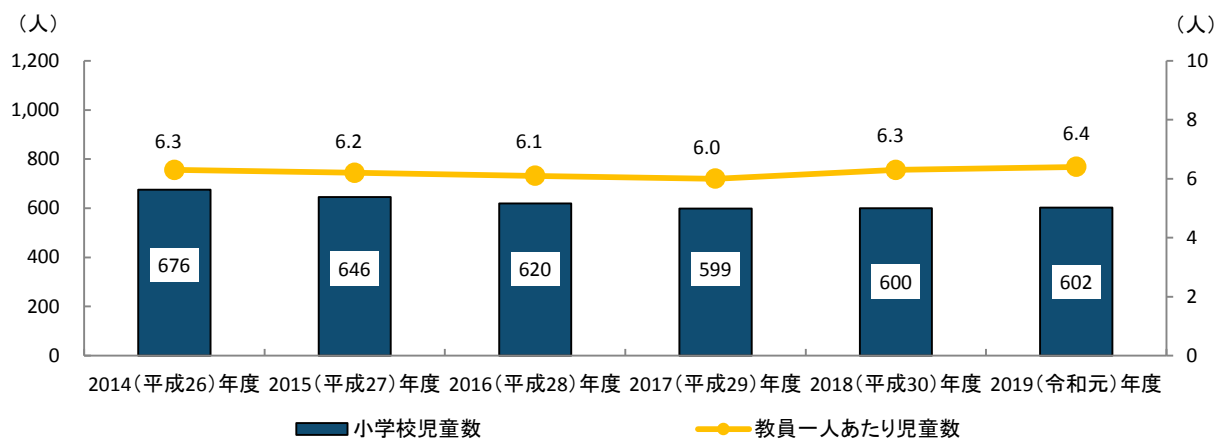
【小学校児童数等の推移（表）】

単位：箇所、人

区 分		2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度
小学校数		7	7	7	7	7	7
教員数		108	105	101	100	96	94
児童数		676	646	620	599	600	602
内 訳	1年生	108	91	107	82	105	101
	2年生	110	107	91	107	81	109
	3年生	106	110	106	90	107	84
	4年生	98	106	111	105	88	110
	5年生	133	99	105	109	108	89
	6年生	121	133	100	106	111	109
教員一人あたり児童数		6.3	6.2	6.1	6.0	6.3	6.4

資料：教育課

【小学校児童数と教員一人あたりの児童数の推移（図）】



## ②放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは現在 6 箇所設置しており、保育時間は平日は原則 14:00~18:00 (クラブによっては 18:30、19:00 まで)、土曜日・長期休業日は 7:30~となっています。

【放課後児童クラブの設置状況 (表)】

名称	保育時間		設置場所 (利用人数)
	平日	土・長期休業	
矢掛なかよし児童クラブ	平日	14:00~18:30	矢掛小学校内 (25 人)
	土・長期休業	7:30~18:00	
三谷のびのび児童クラブ	平日	14:00~18:30	三谷小学校内 (15 人)
	土・長期休業	7:30~18:00	
山田あおぞら児童クラブ	平日	14:00~18:00	山田小学校内 (12 人)
	土・長期休業	7:30~18:00	
川面ひまわりクラブ	平日	14:00~18:00	川面小学校内 (15 人)
	土・長期休業	7:30~18:00	
中川児童ゆうゆうクラブ	平日	14:00~19:00	中川小学校内 (19 人)
	土・長期休業	7:30~19:00	
小田わかばクラブ	平日	14:00~18:30	小田小学校内 (21 人)
	土・長期休業	7:30~18:00	

資料:保健福祉課

## (3)中学校

町内の中学校は 1 箇所です。生徒数が 2016 (平成 28) 年度から 2019 (令和元) 年度にかけて減少傾向であり、教員一人あたり生徒数は、年度により増減しています。

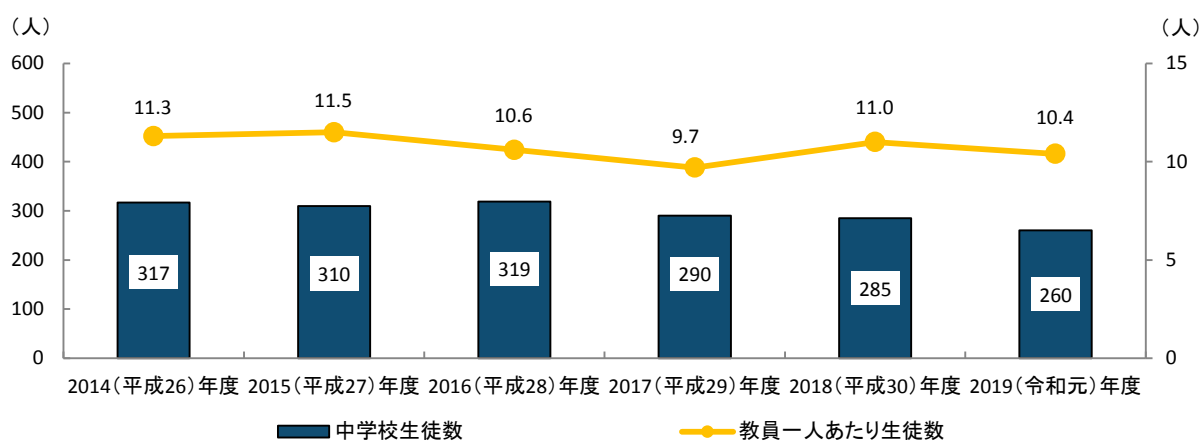
【中学校生徒数等の推移 (表)】

単位:箇所、人

区 分		2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度
中学校数		1	1	1	1	1	1
教員数		28	27	30	30	26	25
生徒数		317	310	319	290	285	260
内 訳	1 年生	104	99	114	77	93	89
	2 年生	105	105	99	113	77	94
	3 年生	108	106	106	100	115	77
教員一人あたり生徒数		11.3	11.5	10.6	9.7	11.0	10.4

資料:教育課

### 【中学校生徒数と教員一人あたりの生徒数の推移（図）】



#### 4 推計人口（町推計）

推計人口の合計は増加と減少傾向を繰り返しており、2024（令和6）年には1,122人と見込んでいます。就学前0～5歳人口においては2024（令和6）年には525人と推計され、横ばいの見込みです。小学生6～11歳人口においては2024（令和6）年には597人と推計され、横ばいの見込みです。

【推計人口（表）】（各年4月1日）

単位：人

区分	2019 （平成31）年 （実績）	2020 （令和2）年 （推計）	2021 （令和3）年 （推計）	2022 （令和4）年 （推計）	2023 （令和5）年 （推計）	2024 （令和6）年 （推計）
0歳	78	75	78	78	78	78
1歳	87	85	81	84	84	84
2歳	91	92	90	85	89	89
3歳	95	94	95	93	88	92
4歳	89	95	94	95	93	88
5歳	97	90	96	95	96	94
就学前	537	531	534	530	528	525
6歳	98	100	93	99	98	99
7歳	109	99	101	94	100	99
8歳	90	110	100	102	95	101
9歳	110	89	109	99	101	95
10歳	91	111	90	110	100	102
11歳	109	92	112	91	111	101
小学生	607	601	605	595	605	597
合計	1,144	1,132	1,139	1,125	1,133	1,122

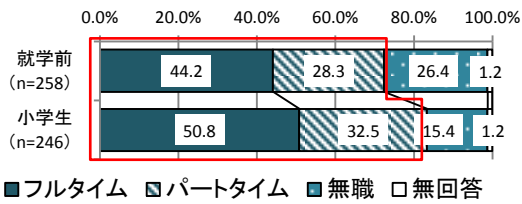
資料 保健福祉課

## 5 ニーズ調査結果

### (1) 調査結果

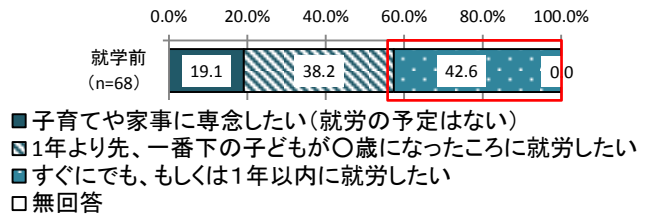
#### ① 母親の就労

##### ● 母親の就労形態（就学前・小学生）



母親の就業率は、  
『就学前』72.5% 『小学生』83.3%

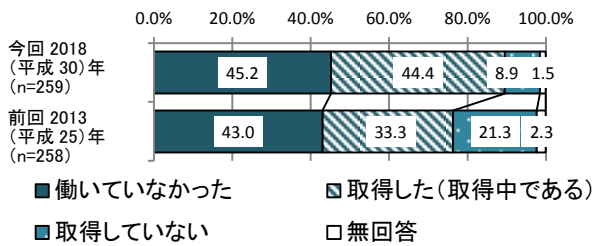
##### ● 現在働いていない母親の今後の就労希望（就学前）



現在働いていない母親の今後の就労希望は、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が高く、就労意欲が高い傾向である。

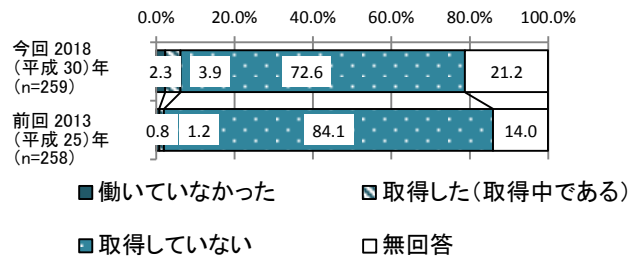
##### ● 育児休業の取得状況（母親・父親（就学前））

###### < 母親 >



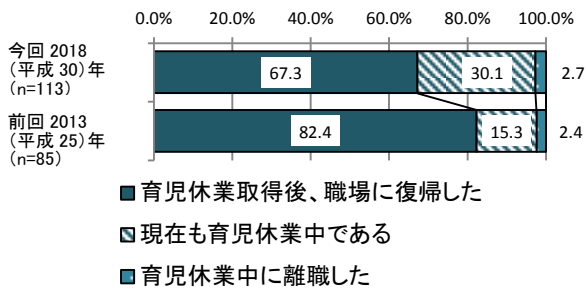
育児休業を「取得した（取得中である）」母親が前回結果（5年前）より11.1%高まっている。

###### < 父親 >



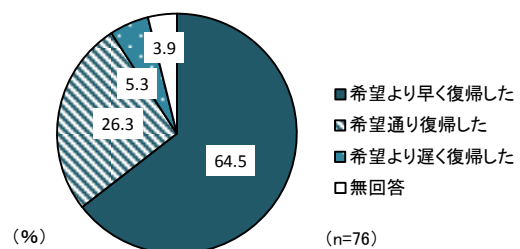
育児休業を「取得した（取得中である）」父親は3.9%で、わずかではあるが前回結果（5年前）より高まっている。（5年前1.2%）

##### ● 母親の育児休業復帰状況（就学前）



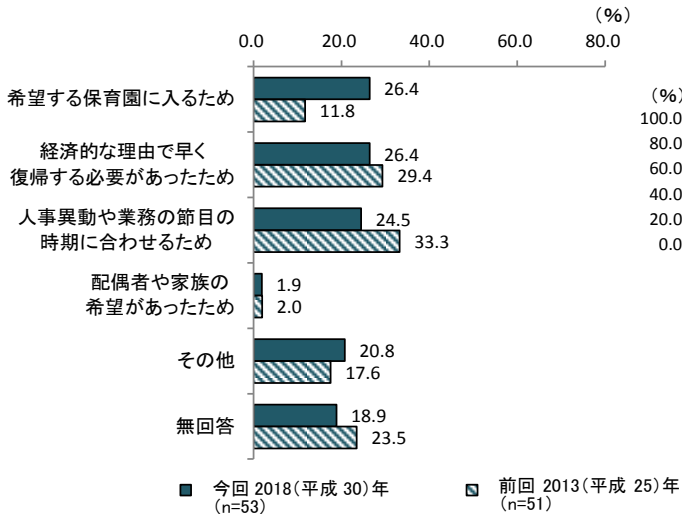
今現在も、育児休業中の母親が多い。

##### ● 育児休業復帰時期（就学前）

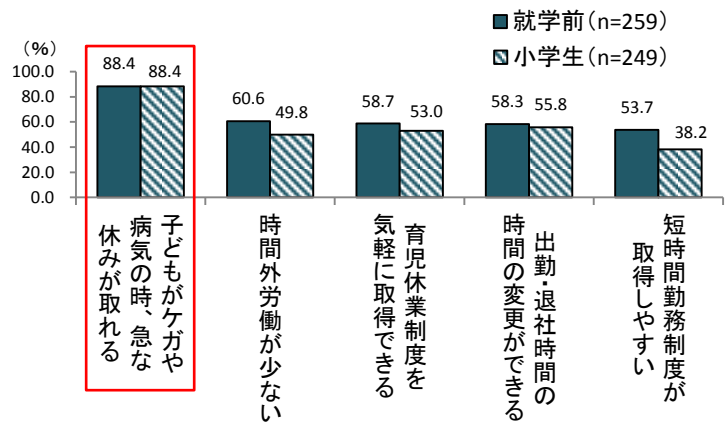


希望より早く復帰した人が64.5%となっている。

### ●希望より早く職場復帰した理由（就学前）



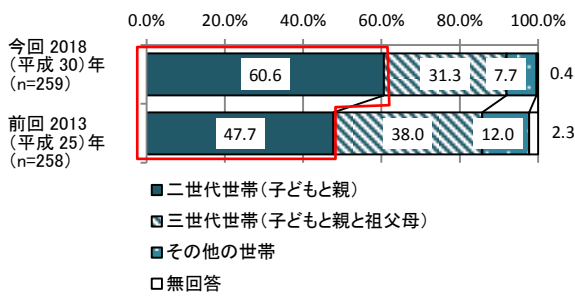
### ●企業側に望む環境（就学前・小学生）



希望より早く職場復帰した理由として、「希望する保育園に入るため」「経済的理由」が多い。

子育てをしながら働き続けるために企業側に望む環境として、子どもの年齢に関わらず、「子どもがケガや病気の時、急な休みが取得できる職場環境」が最も多く望まれている。

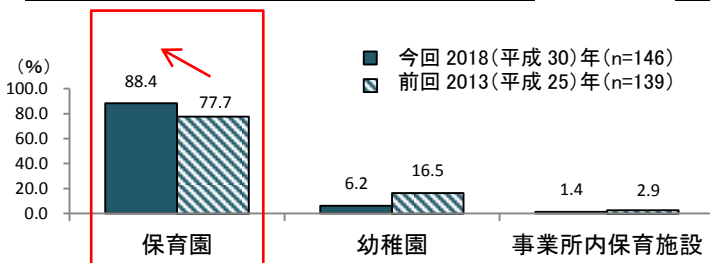
### ●世帯構成（就学前）



就学前世帯は、二世帯世帯（子どもと親）60.6%で、前回結果（5年前）に比べて12.9%増加している。

## ②教育・保育事業

### ●教育・保育事業の利用状況（就学前）



保育園利用者が多く、前回結果（5年前）よりもさらに増加している。

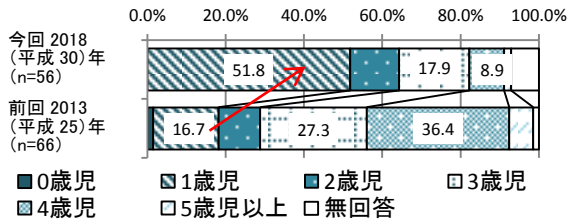
### ●教育・保育事業の今後の利用希望（就学前）

第1希望	保育園
第2希望	認定こども園
第3希望	認定こども園
	小規模な保育施設

保育園や認定こども園を今後利用したいと考える人が多い。

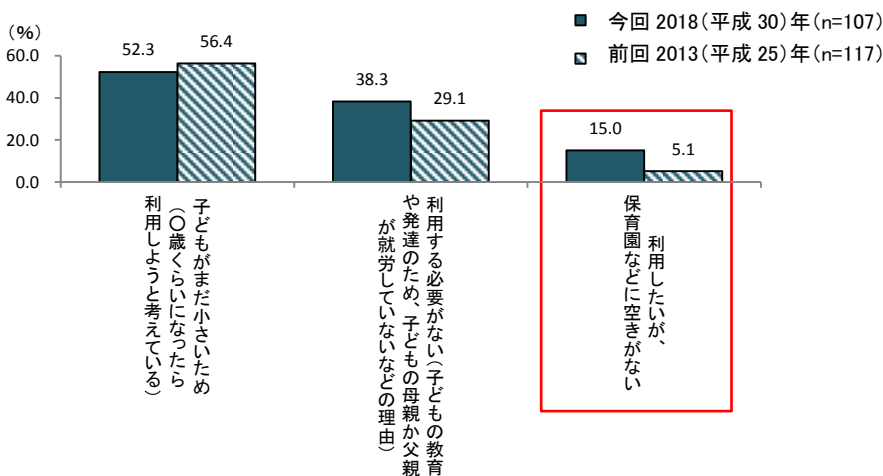


### ●教育・保育事業未利用者の利用希望年齢（就学前）



『今回 2018（平成 30）年』では「1歳児」から利用したい人が 51.8% となっている。『前回 2013（平成 25）年』と比べて 35.1% 高くなっており、低年齢から保育機関を利用する希望が増加している。

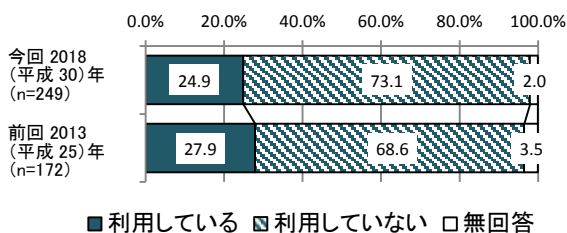
### ●教育・保育事業未利用者の利用していない理由（就学前（上位 3 位））



『今回 2018（平成 30）年』は『前回 2013（平成 25）年』に比べて、「利用したいが、保育園などに空きがない」が 9.9% 高くなっている。

### ③放課後児童クラブ・保育施設について

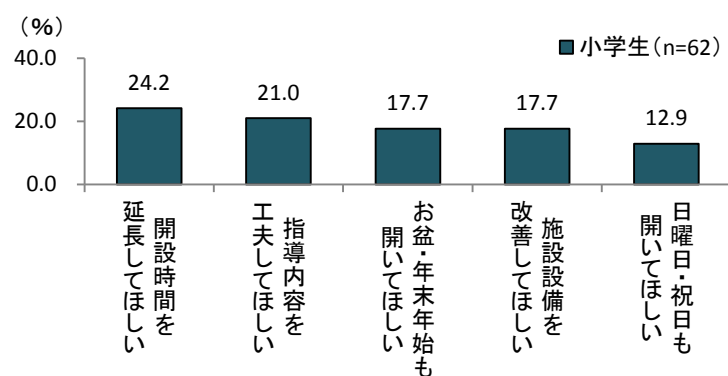
#### ●放課後児童クラブの利用状況（小学生＜常時利用＞）



【小学生】（一時利用や長期休暇のみも含む）  
 低学年（1～3年生） **42.8%**  
 高学年（4～6年生） **19.4%**

放課後児童クラブの利用状況は、経年比較で大きな変化はなく「利用している」が 24.9% である。一時利用も含めた利用は、『低学年（1～3年生）』が 42.8%、『高学年（4～6年生）』が 19.4% と低学年での利用が多い。

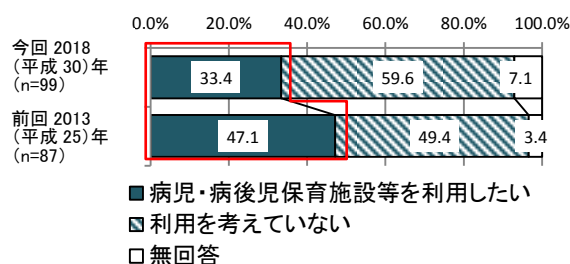
●放課後児童クラブに対する要望（小学生（上位5位））



放課後児童クラブへの要望としては、「開設時間を延長してほしい」が24.2%、「指導内容を工夫してほしい」が21.0%、「お盆・年末年始も開いてほしい」が17.7%と多岐にわたる。

④病児・病後児保育について

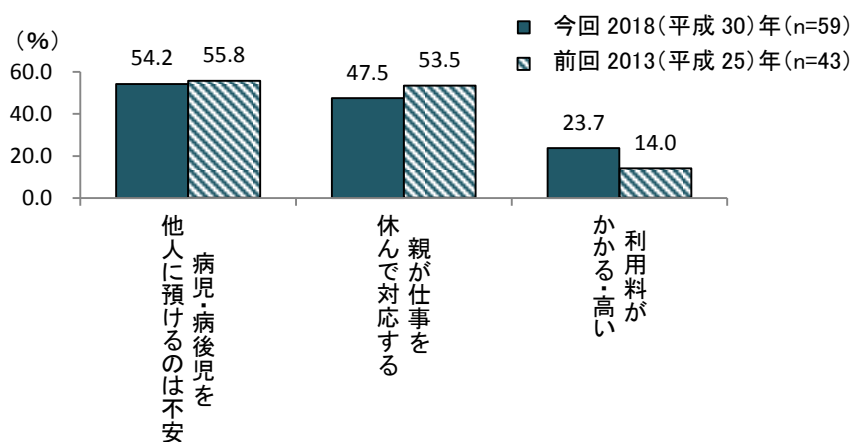
●病児・病後児のための保育施設の利用希望（就学前）



【病児・病後児保育】  
2018（平成30）年度実績値 7（人日/年）

病児・病後児施設の利用を希望する就学前保護者は前回結果（5年前）より減少。

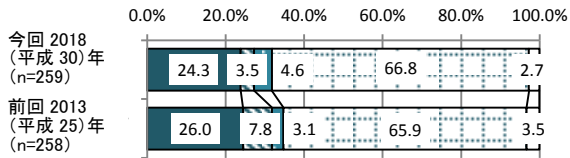
●病児・病後児のための保育施設の利用を考えていない理由（就学前（上位3位））



「病児・病後児を他人に預けるのは不安」、「親が仕事を休んで対応する」、「利用料がかかる・高い」が利用を考えていない主な理由である。

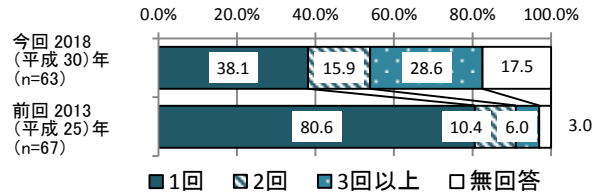
## ⑤ 子育て支援センターについて

### ● 子育て支援センターの利用状況（就学前）



- 子育て支援センターを利用している
- その他、町内で実施している類似の事業を利用している
- 子育て支援センターを知らない
- 子育て支援センターを知っているが、利用していない
- 無回答

### ● 子育て支援センターの利用回数（1か月あたり）（就学前）



- 1回
- 2回
- 3回以上
- 無回答

利用回数（1か月あたり）を比較すると、『今回 2018（平成 30）年』では「1回」が少なくなり、「2回」「3回」の複数回利用している割合が増えている。

子育て支援センターが月に1回きりではなく、定期的に利用されており、保護者・子どものつながりや情報共有、相談の場として活用されている。

## ⑥ 子育て支援事業の認知度及び利用有無について

### ● 事業の認知度・利用度（一部抜粋）（就学前）

事業名	認知度	利用度
健康管理センターでの育児相談	83.8%	54.4%
子育て支援メール	79.5%	57.5%
子育て支援サイト（ホームページ）	77.6%	55.6%
図書館の英語であそぼう・おはなしらんど	75.3%	35.9%

### ● 事業の認知度・利用度（一部抜粋）（小学生）

事業名	認知度	利用度
家庭教育に関する学級・講座	68.3%	57.4%
親育ち応援学級講座	74.7%	63.9%
防災キャンプ	68.7%	26.5%

『就学前』保護者は、各種事業の認知度が約7～8割に対して、利用度は約3～6割である。

『小学生』保護者は、防災キャンプの事業について、認知度は約7割である。毎年1小学校ずつの実施のため、利用度は26.5%にとどまっている。

⑦療育支援について

●療育支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）についての認知度（就学前・小学生）

就学前	○療育について知っている…68.0%
	○町内の児童発達支援事業所について知っている…59.1%
小学生	○療育について知っている…55.0%
	○町内の放課後等デイサービス事業所について知っている…62.0%

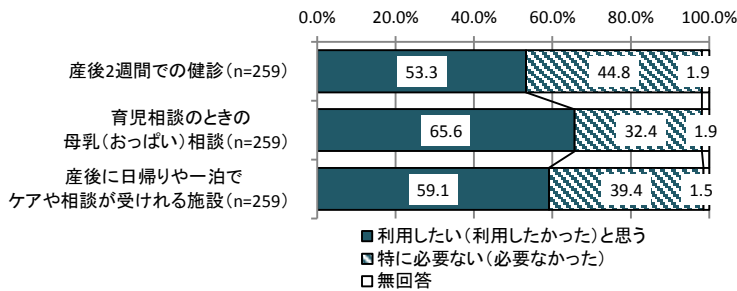
療育については、5割以上の人に認知されている。

療育支援の利用 実人数（各年度末）

2015(平成 27)年 43 人 2016(平成 28)年 42 人 2017(平成 29)年 53 人 2018(平成 30)年 75 人

⑧産後ケアについて

●産後ケアについての利用希望状況（就学前）

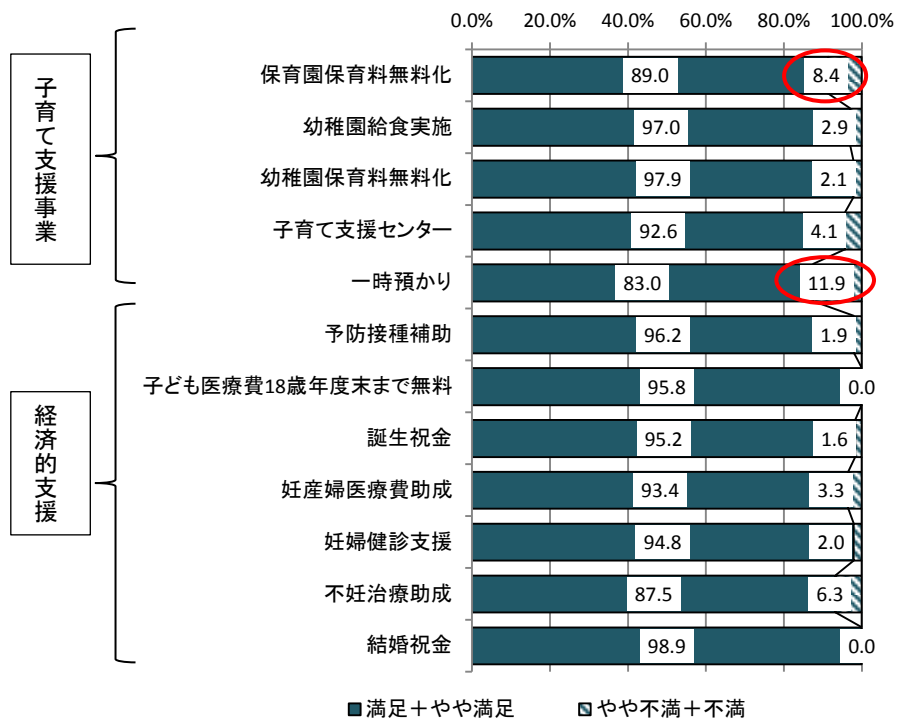


産後ケアについての利用希望状況は、すべての項目で「利用したい（利用したかった）と思う」が5割以上である。  
特に「育児相談のときの母乳（おっぱい）相談」は65.6%と高い状況である。

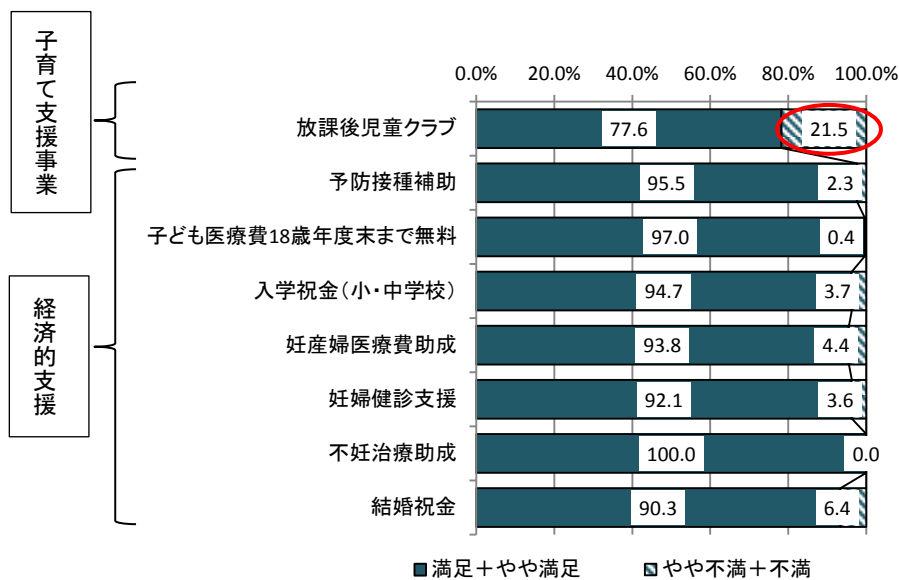
⑨子育て支援事業の満足度について

●子育て支援の満足度（就学前・小学生）

<就学前>



<小学生>



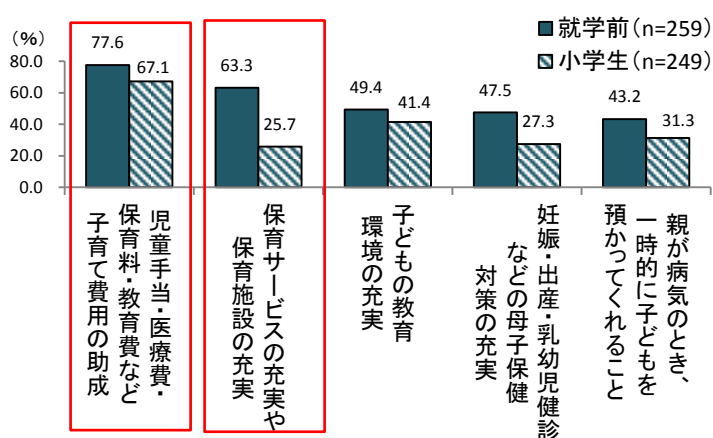
子育て支援事業・経済的支援について、「満足」もしくは「やや満足」の回答率が8~9割で全体的に高い状況である。他事業と比較すると、保育園保育料無料化、一時預かり、放課後児童クラブは満足度がやや低い状況である。

●子育てをする上で重要度が高い施策（上位4位）

就学前	1位	子ども医療費 18歳年度末まで無料	小学生	1位	子ども医療費 18歳年度末まで無料
	2位	保育園保育料の無料化		2位	予防接種費補助
	3位	予防接種費補助		3位	入学祝金（小・中学校）
	4位	妊婦健診支援		4位	放課後児童クラブ

事業の重要度については、『就学前』と『小学生』の保護者ともに、「子ども医療費 18歳年度末まで無料」を最も重要度が高い事業として挙げている。

●矢掛町に望む支援（就学前・小学生）



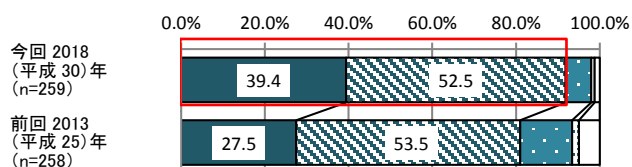
矢掛町に望む支援は、『就学前』及び『小学生』の保護者ともに「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」の要望が高い。

一方、『就学前』の保護者は「保育サービスの充実や保育施設の充実」も強い要望を示している。

事業の重要度でも示されているとおり、「医療費」の助成は子どもの年齢に関わらず、支援の要望が高い傾向にある。

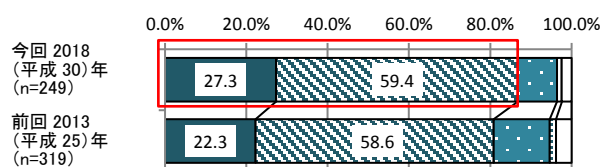
●矢掛町の子育てのしやすさ（就学前・小学生）

<就学前>



- 子育てがしやすい
- ▨ どちらかといえば子育てがしやすい
- ▨ どちらかといえば子育てがしにくい
- 子育てがしにくい
- 無回答

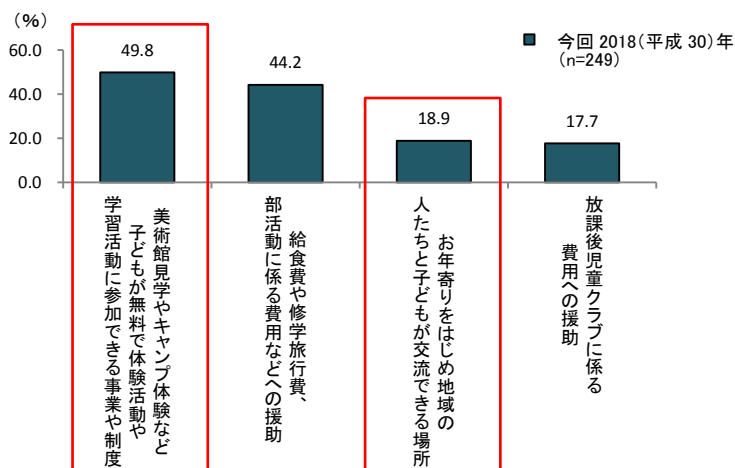
<小学生>



- 子育てがしやすい
- ▨ どちらかといえば子育てがしやすい
- ▨ どちらかといえば子育てがしにくい
- 子育てがしにくい
- 無回答

「矢掛町で子育てがしやすい」と思っている人が、前回結果(5年前)より増加している。

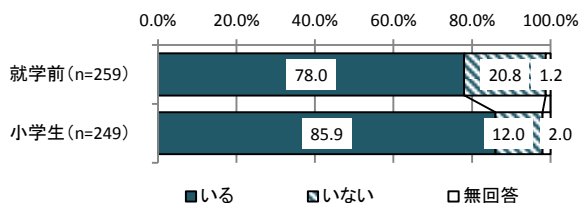
●必要だと感じている支援や、地域にあれば利用したい支援（小学生）



給食費等の費用の援助だけではなく、体験活動・学習活動の事業に保護者の回答率が高くなっている。

⑩子育て仲間について

●一緒に遊ばせたり、助け合ったりする子育て仲間（就学前・小学生）



※前回結果(5年前)

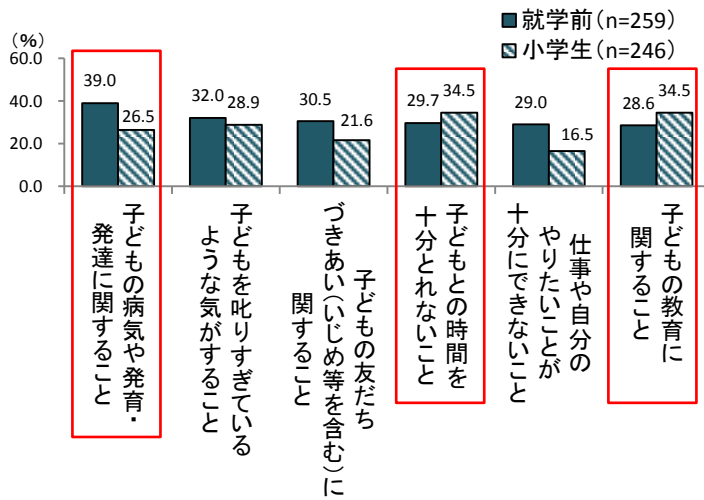
就学前 「いる」75.2% 「いない」24.0%

小学生 「いる」80.3% 「いない」18.8%

7割以上の保護者が子育て仲間が「いる」と回答している。前回結果（5年前）よりは、良くなっているが、『就学前』の保護者の約2割が子育て仲間が「いない」と回答している状況である。

## ⑪子育ての悩みについて

### ●子育ての不安や悩み（就学前・小学生）

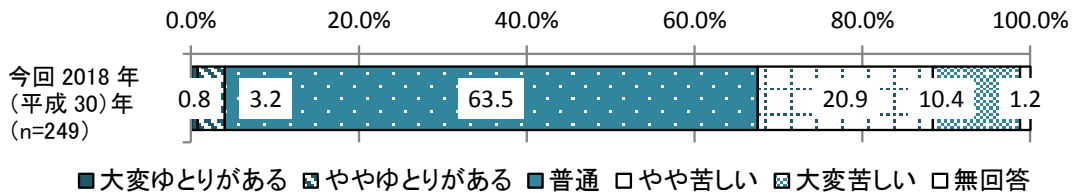


子育ての不安や悩みは、『就学前』では「子どもの病気や発育・発達に関する事」、『小学生』では「子どもとの時間を十分とれない事」と「子どもの教育に関する事」が最も高い。

一方で、その他の悩みについても2~3割の回答率であり、子育ての悩みが多岐にわたっている傾向がある。

## ⑫世帯の暮らし向きについて

### ●世帯の暮らし向き（小学生）



小学生世帯で、暮らし向きが「大変苦しい」と回答した世帯は10.4%である。

「大変苦しい」と回答した世帯の内、「ひとり親世帯」が23.1%（全体では8.0%）、「子どもの人数が3人以上」が49.9%（全体では36.5%）の状況である。

望む支援として多かったのは、「教育費等子育て費用の助成」「子育てしやすい労働環境づくりの企業への啓発」であり、「経済的支援による負担軽減」や「企業による子育て世帯の労働環境制度見直し」が必要である。



## 6 第1期計画の目標に対する評価及び課題と今後の方向性

### 基本目標1 質の高い教育・保育の環境整備

#### 基本施策1 幼児・学校教育の充実

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	
スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団加入率	35.6%	35.4%	38.5%	35.1%	40%
子どもと親の相談員活動事業	不登校児童生徒数	8人	12人	12人	15人	5人
適応指導教室(ひまわりの家)	無支援児童生徒数	0人	0人	0人	0人	0人
学校支援地域本部事業	ボランティア登録数	1,111人	1,085人	936人	944人	1,500人

#### 現状

##### <目標値>

- ・参加率が低下していたスポーツ少年団は、現在参加率が横ばい傾向にある。
- ・不登校児童生徒が年々増加している。
- ・適応指導教室のひまわりの家に通室している生徒児童は支援が受けられる体制となっている。

##### <幼児教育>

- ・幼稚園の利用者が激減し、保育園の利用意向がかなり高まっている。

##### <学校教育>

- ・小学校では、校内研究や習学度別指導、チーム・ティーチング等の様々な指導方法の工夫や家庭との連携により、基礎学力が向上している。
- ・学校支援地域本部により、地域のボランティア実践が行われ、児童・生徒との様々な交流が実施されている。

#### 課題

- 幼稚園の3歳児教育の実現には至っていない。
- ニーズ調査より、小学生保護者は、「子どもの教育に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の悩みが多い。悩みを抱えても相談に訪れない保護者や、適応指導教室への通室ができていない児童生徒がいる。
- 不登校の増加を防ぐため、不登校についての原因や不登校児童の特性を把握し、一人一人に寄り添った支援対策が必要である。
- 就学前の保育・幼児教育環境や小学校における教育環境において、地域の人とのつながりは大切であり、今後も推進が必要である。

## 基本施策 2 子どもの遊び場・体験活動の充実

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
放課後子ども 教室	全小学校区	全小学校区で 実施	全小学校区で 実施	全小学校区で 実施	全小学校区で 実施	全小学校区 で実施
やかげっ子 ランド	実施回数	8 回/年	7 回/年	8 回/年	6 回/年	1 回/月

### 現状

#### <目標値>

- ・全地域において放課後子ども教室を実施。地区公民館においては夏休み等の学習活動等を実施している。
- ・保育園では、園庭開放（やかげっ子ランド）を定期的実施し、ほぼ目標どおり子どもの遊び場を提供している。

### 課題

- ニーズ調査では、体験活動や学習活動に子どもが参加できる事業や制度を望む小学生保護者は多い。
- 2015（平成 27）年度に保護者を交えた「児童館設置に向けての意見を聴く会」を実施したが、必要とする意見が少なく、整備計画は見送りとなっている。

## 基本施策 3 家庭や地域の教育力の向上

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
家庭教育学級	実施回数	41 回/年	40 回/年	40 回/年	35 回/年	43 回/年
やかげ親子教室	実施回数	12 回/年	12 回/年	12 回/年	11 回/年	12 回/年
親育ち応援 学習講座	実施回数 (16 学校園計)	22 回/年	26 回/年	20 回/年	18 回/年	各校各園 1 回以上/年

### 現状

#### <目標値>

- ・「家庭教育学級」、「やかげ親子教室」、「親育ち応援学習講座」をほぼ目標数通り実施し、保護者と子どものコミュニケーションや、親子同士の仲間づくり・交流の機会の充実を図っている。

### 課題

- ニーズ調査では、就学前の保護者の約 2 割が「子育て仲間がいない」と回答している。
- 子育てに関する相談や学習の場を充実し、保護者の不安解消を進めているが、それらの事業を知らない・意識をしない保護者がいる。



## 今後の方向性

- 幼児・学校教育のニーズに合った制度の実施
- 基礎学力の向上維持
- 不登校児童や悩みを抱えた子に対して、一人一人に寄り添った支援対策
- 地域の協力により、各種施設を活用した体験活動や学習活動の場の増
- 子育ての仲間づくりや学習の場の周知や参加促進工夫

## 基本目標 2 すべての子どもと親への支援

### 基本施策 1 要支援家庭対策の充実

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
要保護児童対策 地域協議会	実務者会議 実施回数	3回/年	3回/年	3回/年	2回/年	3回/年
就学前 ことば・発達相談	実施回数	2回/週	2回/週	2回/週	3回/週	2回/週
障害児保育事業	保育士 研修回数	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年

#### 現状

<目標値>

- ・就学前ことば・発達相談は、2018（平成 30）年度から 2 回→3 回/週に増加して実施しており、利用者は増加している。
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議を年間 3 回実施し、要保護家庭の様子や関わりについて関係機関で情報連携をしている。

<ニーズ調査より>

- ・就学前の保護者は、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の悩みが多い。
- ・療育支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）の認知度は 5 割を超え、利用者は増加している。

#### 課題

- 保護者が発育・発達に関心を持っている一方で、療育について知らない保護者が 3～4 割いるなど、情報・知識の普及が不十分な面もある。
- 一方で、療育利用者は増加しており、適正な利用の点検が必要である。
- 要保護家庭（児童虐待の疑いやハイリスクの家庭）については、保護者同士のつながりや地域との関わりをもたない家庭が多い。
- 要保護家庭については、子どもの発達面での課題や親の養育力が不足している傾向にある。

### 基本施策 2 次代の親の育成

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
キャリア教育の 推進	職場体験 実施回数	1回 (3日間) /年	1回 (3日間) /年	1回 (3日間) /年	1回 (3日間) /年	1回 (5日間) /年

#### 現状

<目標値>

- ・職場体験は毎年実施をしているが、実施日数は目標より少ない 3 日となっている。

### 基本施策 3 親子の健康づくり・子育て支援の充実

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値	
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度		
妊婦健康診査	妊娠届の 早期届率	92.1%	95.1%	93.8%	100%	90%	
母子訪問指導	生後4か月の 児童のいる 家庭への訪問率	97.4%	100%	98.8%	100%	100%	
乳児健康診査	受診率	75.6%	78.4%	93.6%	92.7%	87%	
2歳児歯科健診	受診率	82.8%	81.1%	88.1%	82.7%	85%	
子育てひろば かがやき	1日あたりの 人数	10.8人	4.3人	7.9人	事業 終了	12人	
子育て支援メール	登録人数	236人	205人	215人	222人	220人	
学校給食などによる食育の推進	給食を残さず食べる児童・生徒の割合	小学校	98%	98%	93%	94%	100%
		中学校	67%	78%	72%	76%	80%
学校給食における地産地消の推進	町内産物を使用する割合	19%	15%	20%	39%	40%	

#### 現状

<目標値>

- 各種健康診査の受診率や訪問指導の訪問率は目標値を達成しており、特に妊娠届の早期届率と乳児健康診査の受診率は大きく上昇している。
- 子育て支援メールの登録者数は年々増加傾向、また、子育て情報のHP開設（2018（平成30）年度～）により、保護者が子育て情報を定期的に受け取れる体制づくりが進んでいる。
- 学校給食の食育や地産地消の推進は進んでいる。

#### 課題

- ニーズ調査では、半数以上の方が、出産後の産後ケア事業の利用を希望している。
- 2歳児歯科健診の受診率は高まっているが、幼児・児童のむし歯有病率が県内でも高い。
- 食育や地産地消の推進は進んでいるが、朝食を食べない子がいる。
- 妊娠・出産・子育てが安心してできるよう、切れ目のない支援が求められている。
- イベント情報や相談事業の情報発信以外にも、緊急時の小児救急電話相談（#8000番）や受診目安のフローチャート等の周知徹底が必要である。

## 基本施策 4 経済的負担の軽減

### 現状

<ニーズ調査より>

- 現在実施している「子育て支援に関する経済的支援」に対して、満足度が高い。
- 特に、就学前、小学生の保護者ともに「子ども医療費 18 歳年度末まで無料」を重要視しており、子どもの年齢に関わらず、医療費支援の要望は高い。

### 課題

○ニーズ調査では、医療費への支援は最重要視されており、その他の経済的支援事業についても保護者からの満足度が高い。一方で、保育料無料化は非常にありがたいが、一定の負担はすべきという意見もある。



### 今後の方向性

- 療育事業内容や施設の周知
- 療育の適正な利用の見直し
- 児童虐待防止や要保護児童家庭に関わる身近な相談役の配置
- 保護者の養育力支援
- 子どもの健康づくり（むし歯予防対策・朝食習慣）
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない包括的支援
- 子育て世代への経済的支援

## 基本目標 3 子育てと仕事の両立

### 基本施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
男女共同参画の推進	男女共同参画推進セミナー参加者人数	-	60人	-	106人	180人
仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	育児休業制度を利用したことがある未就学児の父親の割合	-	-	-	3.9%	10%
	育時休業から仕事に復帰した未就学児の母親の割合	-	-	-	97.4% (内 30.1% は「現在、 育児休業 中」)	85%

#### 現状

・25～44歳の女性の就業率が年々上昇し78%となり、国が示す80%に近付いている。

#### <目標値>

- ・男女共同参画推進セミナーへの参加者は、目標値には達していない。
- ・父親の育児休業利用は、3.9%であったが、前回ニーズ調査（5年前）よりは上昇している。（子育て支援行事や学校行事について父親の参画は増加している。）

#### <ニーズ調査より>

- ・現在働いていない母の約8割が今後就労することを希望しており、共働きで子育てをする世帯の増加が見込まれる。
- ・母親の育児休業取得率や育児休業から仕事に復帰した割合が上昇している。

#### 課題

- 女性の就労や共働き世帯の増加が進んでおり、今後、企業を含めた子育てと仕事の両立の取り組みが必要。
- 雇用人材確保の面からも、企業内・事業所内保育施設の整備が望まれている。
- ニーズ調査では、企業側に望む支援として、多くの人が「子どもがケガや病気の時、急な休みが取れること」を望んでいる。
- ニーズ調査では、育休の取得や職場復帰率は高まっているが、約6割が希望より早く復帰をし、その理由として多いのが「希望の保育園に入園するため」「経済的理由」となっている。

## 基本施策 2 多様な保育サービスの充実

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
通常保育事業	待機児童	0 人	0 人	0 人	12 人	0 人
放課後児童 クラブ	常時登録児童	113 人	122 人	109 人	95 人	140 人
放課後子ども 教室と一体型	開設	5 小学校区	5 小学校区	5 小学校区	5 小学校区	全小学校区
保育士の資質の 向上	全体研修会 実施回数	4 回/年	2 回/年	3 回/年	1 回/年	2 回/年

### 現状

#### <目標値>

- ・待機児童は、2017（平成 29）年度までは 0 人が、2018（平成 30）年度末は 12 人に、2019（平成 31）年 4 月は 20 人に増加している。
- ・放課後児童クラブは、常時登録児童数が減少傾向にあるが、一時利用は増加している。地域によっては開所時間を 19 時までにするなど、実情に応じて事業を実施している。
- ・就学前一時預かり事業の利用者は増加している。
- ・保育士の資質向上については、若手保育士の資質向上のため、元保育園長が各保育園を巡回し指導をしている。

### 課題

- 待機児童が増加している。
- ニーズ調査で、最も利用希望が多いのは保育園、次に認定こども園となっている。
- ニーズ調査で病児・病後児保育事業の実施を望む意見があるが、実際には利用者や利用意向は増えていない。
- 就学前の一時預かりニーズが多い。
- 外国籍の園児・児童やその保護者が増えており、言葉や習慣の違いなどによる支援の必要性が高まっている。
- 放課後児童クラブは、今後もニーズに合わせた柔軟な対応が必要。
- 保育士・幼稚園教諭が不足している。





## 今後の方向性

- 子育て世帯の働きやすい労働環境整備（企業への働きかけ）
  - 企業・事業所内保育施設の整備
- 待機児童解消に向けた教育・保育施設の整備（認定こども園）
  - 一時預かり制度の見直し
- 外国籍の園児・児童及び保護者への支援体制整備
- ニーズに合わせた柔軟な放課後児童クラブの対応
- 保育教諭の確保と幼児教育アドバイザー等による資質向上事業の実施

## 基本目標 4 地域における子育て支援の強化

### 基本施策 1 子育て支援のネットワークづくり

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
母親クラブの 支援・育成	補助金交付	3 団体	3 団体	3 団体	3 団体	3 団体

#### 現状

- ・核家族世帯は年々増加しており、核家族化が進行している。就学前世帯では、60.6%が核家族。
- ・町内には 3 つの母親クラブが活動しており、活動を支援している。
- ・子育て支援センターの 1 か月あたりの利用回数が増加しており、定期的に利用するようになっている。

#### 課題

○子育て支援に関わる子育てサポーター等の育成

### 基本施策 2 子どもの安全の確保

事業	指標	実績値				2019 (令和元) 年度 目標値
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	
交通安全教室の 開催	実施回数	89 回/年	92 回/年	95 回/年	79 回/年	90 回/年
チャイルドシート 購入助成金の支給	助成件数	43 件/年	事業終了			40 件/年
防災キャンプ	実施回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年

#### 現状

<目標値>

- ・「防災キャンプ」は毎年 1 小学校で実施しており、保護者に広く認知はされている。
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校等で、交通安全教室を年間およそ 90 回実施し、子どもを交通事故から守る体制を整えている。

#### 課題

○本町も豪雨災害で被害が生じたことにより、災害への意識は高まっている。より多くの人々が防災に関する取り組みに参加するよう、呼びかけを行う必要がある。各園や学校においても、保護者を交えた避難訓練やガイドラインの配布等、実践的な活動が必要である。

### 今後の方針

- 子育てサポーターの育成
- 防災の取り組み強化
- 保護者を交えた避難訓練や実践的活動の実施

### 第3章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

○本計画では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育提供区域の設定を行い、区域ごとに事業の必要量を算出し、事業内容や実施時期を示します。

#### 1 就学前教育・保育提供区域の設定

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育提供区域の設定に関して、下記のように記載されています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能である区域（教育・保育提供区域）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

○本町においては、下記の2点から、教育・保育提供区域を1区域とします。

- ①複数の区域に設定することで、区域内の量の調整や確保が難しいため
- ②1区域とすることで、利用者の細やかなニーズ（勤務状況等）に対応するため

#### 2 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制・実施時期

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育の量の見込み、提供体制と実施時期について、下記のように示しています。

○本計画では、矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査結果及び実績人数、転入出状況に基づいて算出した各年度における教育・保育の量の見込みと、その提供体制の確保内容と実施時期を記載します。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

#### 3 就学前教育・保育施設の施設整備について

##### (1) 施設整備(環境改善)の理由

- ①幼稚園は園児数減少により、活動に偏りがあり集団活動が難しい状況にある。

【参考 2019（令和元）年度幼稚園児数】

矢掛幼稚園	5歳児 4人	4歳児 12人
美川幼稚園	5歳児 3人	4歳児 0人
山田幼稚園	5歳児 5人	4歳児 1人
川面幼稚園	5歳児 4人	4歳児 1人

②幼稚園は、3歳児受入れの希望もあるが現状幼稚園施設では出来ない。

③保育園は、入園希望が多く特に0～2歳児の待機児童対応が必要。

[2019(平成31)年4月待機児童20人]

④幼稚園・保育園ともに、教諭・保育士等の人材確保が必要。

## (2)施設整備(環境改善)計画内容

本町では、上記(1)の課題を解決と、未来を担う子どもたちの就学前教育・保育環境の充実を図るために、2020(令和2)年4月に、町内の4幼稚園(美川・矢掛・山田・川面)と矢掛保育園を一体化した『認定こども園』へ移行します。2019(令和元)年6月の町議会において、「矢掛町認定こども園条例」が可決されました。

教育と保育を一体的に行い、幼稚園機能と保育園機能の両方を持つ

『認定こども園』へ移行

## (3)認定こども園の施設概要

①園舎は、現在の矢掛幼稚園舎(全面改修)と矢掛保育園舎(一部改修)の2園舎を一体的に活用します。(園舎は、渡り廊下(専用通路)でつながっており、園舎間の移動は渡り廊下を利用)

②3歳児からの就学前教育をスタートします。4歳5歳児は幼稚園舎(北園舎)を主に利用。0～3歳児は保育園舎(南園舎)を主に利用。

名称	住所
矢掛町立矢掛認定こども園	矢掛町矢掛 2540 番地 1

## 4 就学前教育・保育施設の利用定員について

2020(令和2)年4月からの町内の就学前教育・保育施設及び定員は次のとおりです。

名称	住所	定員
矢掛町立矢掛認定こども園	矢掛町矢掛 2540 番地 1	230 人
矢掛町立三谷保育園	矢掛町横谷 676 番地 1	80 人
矢掛町立中川保育園	矢掛町本堀 1740 番地 1	80 人
矢掛町立小田保育園	矢掛町小田 4212 番地 5	70 人

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施内容の確保

2019（令和元）年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こどもの預かり保育料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適正な給付を行います。また、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付方法や事務手続きの変更について検討します。

具体的には、認定こども園の預かり保育料・認可外保育施設等の利用料については償還払いを基本とします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、岡山県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく指導等の協力を要請し、連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

## 6 教育・保育の量の見込み

○幼児期の教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3-5歳	専業主婦（夫）家庭 教育利用	認定こども園
1号認定 （新2号認定）	3-5歳	共働き等家庭等であっても、教育利用のみを希望する家庭	認定こども園
2号認定	3-5歳	共働き家庭等 教育・保育利用	保育園・認定こども園
3号認定	0-2歳	共働き家庭等 保育利用	保育園・認定こども園

### (1)1号認定【3～5歳教育標準時間認定：認定こども園】

○1号認定は、保育の必要性が無い3～5歳の児童が対象です。

共働き家庭等であっても、教育利用のみを希望する家庭は1号認定（新2号認定）となります。

○既存の認定こども園での供給量で対応が可能となっています。

#### 【1号認定】

	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度	2024 （令和6） 年度
①量の見込み（人）（1号）	40	45	45	45	45
内（新2号認定での利用想定）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
②確保方策（人）	50	55	55	55	55
認定こども園 （定員数）	65	65	65	65	65
認定こども園（調整分） （1号→2号認定）	△15	△10	△10	△10	△10
③過不足（②-①）	10	10	10	10	10

## (2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】

○2号認定は、保育の必要性がある3～5歳の児童が対象です。

○既存の保育園・認定こども園での供給量で対応が可能となっています。

### 【2号認定】

	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)(2号)	<b>234</b>	<b>232</b>	<b>233</b>	<b>230</b>	<b>229</b>
②確保方策(人)	<b>238</b>	<b>233</b>	<b>233</b>	<b>233</b>	<b>233</b>
認定こども園(定員数)	89	89	89	89	89
認定こども園(調整分) (1号→2号認定)	15	10	10	10	10
保育園(定員数 3箇所計)	134	134	134	134	134
③過不足(②-①)	4	1	0	3	4

## (3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・認定こども園】

○3号認定は、保育の必要性がある0～2歳の児童が対象であり、0歳児と1～2歳児とに分けて量の見込みを定めます。

### 【3号認定・0歳児】

	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>26</b>
②確保方策(人)	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>26</b>
認定こども園(定員数)	14	14	14	14	14
保育園(定員数 3箇所計)	12	12	12	12	12
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【3号認定・1～2歳児】

	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	<b>146</b>	<b>146</b>	<b>146</b>	<b>146</b>	<b>146</b>
②確保方策(人)	<b>146</b>	<b>146</b>	<b>146</b>	<b>146</b>	<b>146</b>
認定こども園(定員数)	62	62	62	62	62
保育園(定員数 3箇所計)	84	84	84	84	84
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## 7 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法 59 条により、次の 11 事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されています。市町村計画により、実情に応じて実施します。

### ■財源について

子ども・子育て支援法第 65 条第 1 項第 6 号に規定する市町村が支弁する「地域子ども・子育て支援事業に要する費用」は、『子ども・子育て支援交付金』を充てることにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ります。【国：1/3 県：1/3 町：1/3】

(1)利用者支援事業…子どもや保護者が、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業及びその他の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談対応等の支援を行う事業です。

○矢掛町では、保健福祉課窓口や子育て支援センターにおいて保育園・認定こども園の入園相談・療育相談・子育てサービス情報の提供を行っています。

### 【利用者支援事業】

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
①量の見込み	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
②A 実績値 B 確保方策 (実施箇所数)	保健福祉課子育て支援室実施					保健福祉課子育て支援室実施				
③過不足 (②-①)						0	0	0	0	0

(2)乳児家庭全戸訪問事業…すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

○矢掛町では、実施率 100%を目標とし、乳児家庭を訪問しています。

### 【乳児家庭全戸訪問事業】

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
①量の見込み (人)	83	79	73	85	72	73	75	75	75	75
②A 実績値 B 確保方策 (人)	72	82	78	77		73	75	75	75	75
③過不足 (②-①)						0	0	0	0	0

**(3)養育支援訪問事業…乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。**

○必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

**【養育訪問支援事業】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	7	7	6	6	6	10	10	10	10	10
②A 実績値 B 確保方策(人)	14	9	5	9		10	10	10	10	10
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0

**(4)妊婦健診…母子保健法の規定に基づき、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。**

○矢掛町では、すべての妊婦が受診することを目標とします。

**【妊婦健診】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	76	72	66	85	85	73	75	75	75	75
②A 実績値 B 確保方策(人)	99	91	76	72		73	75	75	75	75
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0

**(5)時間外保育事業(延長保育事業)…保育園・認定こども園において、通常の保育時間を延長して、保育業務を実施する事業です。**

○既存の施設で実施する事業で、対応が可能と見込んでいます。

**【時間外保育事業】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	12	12	11	40	40	39	39	38	38	37
②A 実績値 B 確保方策(人)	62	71	90	31		39	39	38	38	37
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0



**(6)放課後児童健全育成事業…小学校授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、保護者が  
屋間家庭にいない小学校児童の健全育成を推進するとともに、働く親  
の不安解消を図ります。**

○矢掛町では、一時利用（長期休暇のみを含む。）が多くなっており、常時利用の児童クラブの  
部屋だけでは受入れができないクラブもあります。長期休暇中については、小学校等の別の部  
屋を一時使用し、可能な範囲で対応します。

**【放課後児童健全育成事業（常時利用）】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	160	156	154	106	103	103	100	99	99	100
低学年(人)						89	85	85	84	86
高学年(人)						14	15	14	15	14
②A 実績値 B 確保方策(人)	113	122	106	98	107	103	100	99	99	100
低学年(人)	84	95	68	79	78	89	85	85	84	86
高学年(人)	29	27	38	19	29	14	15	14	15	14
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0

**【放課後児童健全育成事業（一時利用）】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)						88	89	91	95	99
低学年(人)						53	58	64	71	78
高学年(人)						35	31	27	24	21
②A 実績値 B 確保方策(人)	64	93	95	88	86	88	89	91	95	99
低学年(人)	36	40	42	48	44	53	58	64	71	78
高学年(人)	28	53	53	40	42	35	31	27	24	21
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0

(7)子育て短期支援事業(ショートステイ)…保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力により緊急保護が必要な場合に、児童等を見守る施設等で一時的に保護するものです。

【子育て短期支援事業 (ショートステイ)】

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②A 実績値 B 確保方策(人)	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0

(8)地域子育て支援拠点事業…乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育ての交流・相談・情報の提供を行う事業です。

○現在、町内では子育て支援センター1箇所で、地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も引き続き実施します。子育て支援センターでは、やかげっ子の会、あおぞらキッズ、公民館への出張相談、子育て支援メールの配信、ことばの発達相談事業等を行い、親子のふれあいの場や子育て支援の情報提供・相談を行っています。

【地域子育て支援拠点事業】

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み(人日/年)	3,445	3,499	3,295	5,628	5,596	5,012	5,060	5,100	5,060	5,060
②A 実績値 B 確保方策(人日/年)	7,848	5,043	6,481	4,012		5,012	5,060	5,100	5,060	5,060
③過不足(②-①)						0	0	0	0	0

**(9)一時預かり事業**

**(預かり保育事業 幼稚園型)…保護者の就労、疾病、家族の介護等により、一時的に家庭保育が困難となった幼児について、預かり保育を行う事業です。**

○矢掛町では、2019（令和元）年度まで幼稚園において在園する園児の預かり保育を実施してきました。

2020（令和2）年度からは、認定こども園に在園する1号認定子どもについて、教育時間終了後に認定こども園で預かり保育を行います。

**【預かり保育事業（幼稚園型）】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み（人）	15	14	13	13	13	10	10	10	10	10
②A 実績値 B 確保方策（人）	1	0	1	3		10	10	10	10	10
③過不足（②－①）						0	0	0	0	0

※就労している保護者が定期的な利用した人数を計上

**(一時預かり事業 一般型)…理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育園・認定こども園で一時的に子どもを預かる事業です。**

**【一時預かり事業（一般型）】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
①量の見込み（人日/年）	1,376	1,315	1,256	283	287	786	781	766	750	746
②A 実績値 B 確保方策（人日/年）	371	247	618	761		786	781	766	750	746
③過不足（②－①）						0	0	0	0	0

(10)病児・病後児保育(病児・病後児)…保育園、認定こども園、小学校に通園・通学している子どもが、病気や病気回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

○現在、矢掛町で実施している施設はありませんが、2017（平成 29）年度から岡山県内で広域利用が可能となっています。

**【病児・病後児保育（病児・病後児）】**

	A 実績					B 見込み				
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
①量の見込み（人日/年）	138	134	132	20	20	135	135	132	130	129
②A 実績値 B 確保方策（人日/年）	0	0	19	7		岡山県内病児保育広域利用				
③過不足（②－①）						0	0	0	0	0

**(11)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)**

…臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子どもの預かり等の援助を行う人、援助を受けたい人からなる会員組織による相互援助活動を行う事業です。

○現在、矢掛町には会員組織はありません。広域利用として、笠岡市ファミリー・サポート・センターを利用することができます。委託含め、研究を継続します。

**【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】**

	A 実績					B 見込み									
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度					
①量の見込み（人日/週）	0	0	0	0	0	29	28	29	29	29					
低学年（人日/週）						29	28	29	29	29					
高学年（人日/週）						0	0	0	0	0					
②確保方策（人日/週）	0	0	0	0	0	広域利用により対応									
低学年（人日/週）											0	0	0	0	0
高学年（人日/週）															
③過不足（②－①）						0	0	0	0	0					

## 第4章 第2期計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

矢掛町次世代育成支援行動計画及び矢掛町第1期子ども・子育て支援事業計画では、「社会全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の推進に努めてきました。この理念は、子どもが将来の我が国の担い手である点や、親が周囲の支援を受けながら子育てを通じて成長する「親育ち」を支える点を踏まえています。

また、本町は、「第6次矢掛町振興計画（2016（平成28）～2025（平成37）年度）」を2016（平成28）年に策定し、まちの将来像を「やさしさにあふれ かいてきて げんきなまち」とし、その中の重点目標3では「安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充」を掲げています。

しかしながら、少子高齢化や核家族化が進み、子育てへの不安感、孤立感を持つ保護者もいます。また、共働き世帯が増加し、両親ともに働きながら子育てができる環境づくりが望まれています。さらに、外国籍の子育て世帯の増加や要保護家庭への支援、多岐にわたる子育て支援ニーズへの対応等が求められています。そのためには、家庭、地域、学校園、企業（事業所）、行政の連携は欠かせません。

本計画はこれまでの計画の考え方や、矢掛町の将来像を見据え、第2期計画の基本理念を「地域でつながりあい 安心して子育て・親育ちができるまち やかけ」とし、「未来ある子どもたちの健やかな成長」と「子育て世帯の人口増」を目指します。

地域でつながりあい 安心して子育て・親育ちができるまち やかけ



**未来ある子どもたちの健やかな成長**

**子育て世帯の人口増**

## 2 基本目標

### 1 質の高い幼児・学校教育と地域家庭連携

- 子どもの健やかな育ちを支援するために、発達段階に応じた質の高い幼児・学校教育の充実を図ります。
- 家庭の教育力を向上するための支援や学習の機会を提供するとともに、子ども自身が学習し、様々な人と交流し、豊かな人間性の確立と成長を促すために、遊びや活動の場を確保します。
- 教育機関だけでなく、地域住民が子育てに関心を持ち、必要に応じて方針の改善を図ることで、地域一体となった教育支援を行います。

### 2 安心して産み育てられる環境づくり

- 一人一人が結婚や子育てについて希望がもてるよう、環境づくりを推進します。
- 様々なライフスタイルの子育て家庭が、地域で安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援として子育て世代包括支援センター機能の立ち上げを目指します。
- 児童虐待の防止の取り組みや障害のある子どもへの早期療育、ひとり親家庭の自立支援を行い、すべての子どもが地域社会で成長するための環境づくりを進めます。また、産まれ育った環境に左右されず、すべての子どもが希望を持って成長できる社会の実現を目指します。

### 3 子育てと仕事の両立支援

- 子育てしながら働きやすい環境づくりに向け、企業に対し、仕事と生活をバランスよく両立できるワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。また、町内の企業や事業所内に保育施設の整備を呼びかけます。
- 男女が協力して子育てができ、喜びを分かち合うことができるように、家事・育児の分担や協力についての啓発や、男性の育児参画を支援します。
- 待機児童の解消に向けて、保育教諭の確保に努め、安心して預けることのできる保育・教育環境をつくります。

### 4 地域における子育て支援と防犯・防災強化

- 少子化や核家族化が進行するなか、子育て家庭の孤立化を防ぐために、子育てを支援する関係機関や団体、地域住民が一体となった子育て支援体制づくりを進めます。
- 子どもや子育て世帯が安心・安全に活動できるように、生活環境を整えるとともに、家庭・学校園・地域・行政が協力し防犯・防災の対策に努めます。

### 3 「第2期子ども・子育て支援事業計画体系図」

基本理念	基本目標	基本施策	取り組みの方向
地域でつながりあい 安心して子育て・親育ちができるまち やかげ	<b>1</b> 質の高い幼児・学校教育と地域家庭連携	幼児・学校教育の充実	○個々のニーズに応じた幼児・学校教育の推進 ○基礎学力向上施策の実施 ○不登校児童・生徒に対する支援
		地域・家庭の子育て力の向上	○地域住民による教育支援 ○体験活動・学習活動の実施 ○家庭教育の学習の場と参加しやすい取り組み
	<b>2</b> 安心して産み育てられる環境づくり	切れ目のない子育て支援	○結婚・妊娠・出産・子育ての包括的支援 ○経済的支援による負担軽減
		子どもの心と体の健康づくり	○療育の周知と適正な利用 ○子どもの健康と食育
		要保護・要支援家庭等への対策の充実	○要保護家庭や経済的に困難な家庭への支援 ○親の養育力支援と相談体制の充実 ○外国籍の家庭への支援
	<b>3</b> 子育てと仕事の両立支援	ワーク・ライフ・バランスの推進	○子育てへの男女共同参画の啓発 ○（企業）子育て世帯の労働環境制度の見直し
		多様な保育サービスの充実	○各種保育サービスの充実 ○保育教諭の確保対策と資質向上 ○放課後児童クラブの充実
	<b>4</b> 地域における子育て支援と防犯・防災強化		○子育てボランティアの育成と連携 ○交通・防犯・防災対策の強化

## 第5章 計画の基本施策

### 基本目標 1 質の高い幼児・学校教育と地域家庭連携

#### 基本施策 1 幼児・学校教育の充実

教育に関する保護者の関心は強く、またその悩みは多様です。児童の能力や家庭の状況に応じた支援や指導を行う必要があります。

幼児・学校教育における関連機関の連携や、指導内容に関する検討を進め、子どもたちが確かな学力を身に着けるための環境づくりを進めます。

#### 取り組みの方向

##### 1 個々のニーズに応じた幼児・学校教育の推進

○子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児・学校教育機関が連携して、質の高い教育を推進します。

○保護者の子育てに関する悩みや子どもの個々の発達成長に配慮した取り組みを行います。

事業	実施内容	担当部署
保・こ・小・中学校連携の推進	・子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小中学校教育の円滑な接続を図るため、保・こ・小・中学校の連携を推進します。 ※こ…こども園 ・保育教諭の研修等の充実を図り、幼児教育専門家としての資質向上に努めます。	教育課 保福課 総企課 各校園
就学前の幼児教育と保育の一体的な提供	2020(令和 2)年度から、就学前の教育・保育を一体的に提供する認定こども園を開園し、3歳児からの幼児教育をスタートします。	保福課 教育課
幼児教育アドバイザーの配置	教育・保育に関して専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保・配置に取り組めます。	保福課
系統的な英語学習の実施	保・こ・小・中学校で英語指導助手による英語学習を行い、系統的な英語への興味関心を深めます。	総企課 各校園
教育支援員の配置	特別な支援を要する園児・児童・生徒に対して、個に応じた教育・支援を一層充実させるため、各校園の実態に応じて、教員と連携して生活・学習の支援を行う教育支援員を配置します。	教育課
特別支援教育の推進	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする園児・児童・生徒等のために、保・こ・小・中学校において、特別支援教育の観点を取り入れた授業(ユニバーサルデザイン化された授業)を実施するとともに、特別支援教育コーディネーターの指名や、校内委員会の設置などの校内支援体制の一層の充実を図ります。	教育課 各校園



事業	実施内容	担当部署
個別の教育支援計画の作成	発達障害等の診断等を持つ園児・児童・生徒に対し、保護者や福祉部局等と連携して、「個別の教育支援計画」等を作成し、個々の特性に応じた教育・支援を行うと共に、学校園間・学年間で情報共有を図ります。	教育課 保福課 各校園
通級による指導（ことばの教室）の充実	通常の学級に在籍する言語障害の児童を対象に、通級による指導（ことばの教室）を通し、個別指導を行います。	教育課 各校
教育相談体制の充実	面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、総合的な相談体制の充実に努めます。	教育課
小規模校の活性化等についての検討	合同授業等の拡充や小学校統廃合の具体的な基準の検討を行います。	教育課

## 2 基礎学力向上施策の実施

○児童・生徒の個々の能力や特性に応じた指導・教育を目指し、授業方法や指導形態の研修を進めます。また、確かな学力の向上を目指した取り組みを行います。

事業	実施内容	担当部署
校内研究	各学校では、国語科・算数科・生活科・道徳・総合的な学習等の指導法の改善に向けて職員研修を行います。学校間で授業の公開や体験的な活動を取り入れたり、個に応じた指導や評価の工夫を行ったりすることで、児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、自ら学ぶ子どもの育成を図ります。	教育課 各校
指導形態の工夫・改善	算数科・英語科・数学科の学習を中心に少人数指導や習熟度別指導・チーム・ティーチングなどの複数教員による指導形態の工夫・改善を行い、児童・生徒の習熟度に応じた指導を行い学力向上に努めます。	教育課 各校
個別補充学習の実施	朝学習やドリルタイム、放課後等の時間を使って、読み・書き・計算の基本的な内容の定着を図ります。その際に、地域のボランティアや自学自習力育成システム(iプリ)を効果的に活用します。	教育課
家庭学習強化期間の実施	年3回、中学校のテスト週間に合わせて、町全体で家庭学習強化期間に取り組みます。家庭と学校・地域が連携しながら家庭学習時間の確保とメディアコントロールに努めます。	教育課

### 3 不登校児童・生徒に対する支援

○児童・生徒への相談対応や長期欠席の際の学習援助を行い、不登校児童・生徒の早期対応や復帰を支援します。

事業	実施内容	担当部署
適応指導教室 (ひまわりの家)	長期欠席をしている小中学生を対象に、学習の援助をしながら学校に復帰できることを目標に支援します。	教育課
心の教室	教室に入りづらい児童生徒の居場所確保のため、小学校では保健室や多目的室等の別室対応、中学校では「心の教室」を設置することで教室への復帰につなげていきます。	教育課
スクールカウンセラー事業	児童・生徒の実態をしっかり把握し、悩みの相談を受け、自立を援助します。教職員、家庭、地域社会との協力連携を図り、問題行動等に悩む保護者の相談や訴えに対応し、援助に努めます。	教育課
スクールソーシャルワーカー・パートナー・サポーター配置事業	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー・ソーシャルパートナー・サポーターを進んで活用することにより、不登校等の課題を抱える児童生徒や保護者に対する対応を行っていきます。	教育課

目標指標	現状値	目標値 2024(令和6)年度
保(こ)幼小連絡会議及び研修の年間実施回数	3回	3回
平日1日あたりの家庭学習 1時間以上の割合 小学校 1時間以上の割合 中学校	73.2% 67.0%	75.0% 70.0%
不登校児童・生徒 (年間合計30日以上欠席) 出現率 小学校 出現率 中学校	2018(平成30)年度末 (6人) 0.98% (9人) 3.10%	(4人) 0.67% (7人) 2.40%

## 基本施策 2 地域・家庭の子育て力の向上

家庭は、子どもが親や家族との絆を形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身につけていく大事な場です。近年は、家族規模が縮小し、近隣の人々との関係が希薄となり、地域や家庭の子育て力が、昔に比べて低下していると考えられます。

様々な体験が出来る場を提供するとともに、地域の人々と子どもが交流する機会を充実することで、人々が地域で過ごす中で子どもへの接し方を学び、住民間のきずなを醸成します。

また、住民の子育てに対する関心を高めるとともに、教育の現場に参加できる機会を充実し、地域一体での子育て環境を目指します。

さらに、地域の高等教育の水準向上のため、行政・地域・学校が連携して矢掛高校の魅力化を推進します。

### 取り組みの方向

#### 1 地域住民による教育支援

○地域で一体となって子どもの健やかな育ちを支援できるよう、住民が支援する子育て・教育環境を整えます。

事業	実施内容	担当部署
学校運営協議会 (コミュニティスクール)	保護者代表、地域住民、地域コーディネーターなどが学校運営に参画し、教育委員会又は校長に対して意見を述べることにより、地域から支援を受けやすい体制づくりに努めます。	教育課 地域
授業公開と地域の人材活用	保護者・地域住民への授業公開に努めるとともに、地域ボランティアの活用を推進し、地域と一体となった教育の推進に努めます。	教育課 各校 地域
地域学校協働本部事業(地域コーディネーター)	学校を核とした地域づくりを目指して学校・家庭・地域が一体となって、双方の連携・協働型の地域ぐるみでの子育てに務めます。 【主な地域ボランティア】 ・登下校の安全支援・学習支援・環境整備支援	教育課 各校 地域
放課後子ども教室	地域の公民館等において、地域の人々が中心となり、放課後や週末の子どもの居場所づくりを行うとともに交流を促進します。	保福課 地域
夏休み学習会	児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、自学自習の場を提供します。	教育課
異年齢交流や活動意欲を高める体験活動(通学合宿)	学年の異なる小学生が、地区公民館を拠点として、家庭から離れ、共同生活をしながら通学する体験活動の機会を、地域の大人が協力して提供します。	公民館
食を通じての子どもの居場所づくり	食を通じての三世代交流の場や子ども食堂の開催を各地区社協・公民館に呼びかけます。	社協 公民館
矢掛高校魅力化推進	矢掛高校存続のために組織化された協議会(リージョナルモデル研究協議会)を中心に、町の人づくり・教育水準を高めるため、地域一体で魅力化推進に取り組みます。	教育課

## 2 体験活動・学習活動の実施

○多様な体験活動・学習活動を充実し、住民間の交流の機会を提供するとともに、子どもの豊かな社会性・人間性を育みます。

事業	実施内容	担当部署
学びのポイントラリー	公民館などで実施するイベントを登録し、学校を通じて子どもたちに紹介し、地域の様々な人たちと関わりながらコミュニケーション力の向上や郷土愛の醸成を図る機会を提供します。	教育課 公民館 地域
英語であそぼう おはなしらんど &おりがみ教室 なかよしコンサート ブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語指導助手の先生と司書が、外国の文化を紹介したり、ゲームを取り入れたりして異文化交流や参加者同士のふれあい、親子間のコミュニケーションを図ります。</li> <li>・図書館ボランティア「絵本の会ゆめ」による絵本の読み聞かせやエプロンシアター、司書によるおりがみ教室等を行い、親子の交流を深めます。</li> <li>・歌のお姉さんお兄さんと一緒に、歌や手遊びなどをしながら、親子でふれあうコンサートを行います</li> <li>・4か月児を対象に絵本をプレゼントするとともに、保護者に絵本を通じてふれあう時期の大切さを伝えます。</li> </ul>	図書館
美術館による子ども向け企画展等	子ども向け絵本原画展示等特別展やワークショップを開催します。	美術館
園庭開放(やかげっ子ランド)	年8回、各保育園・こども園の園庭を開放し、地域の子どもたちが友達や親と遊び、学べる場や相談の場を提供します。	子C 各園
あおぞらキッズ やかげっ子の会 公民館出張相談 (親子交流の場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・こども園に通園していない乳幼児と親子の交流の場を設け、親子遊びを促進します。屋内・屋外・公民館等で実施します。</li> <li>・年に1回、子育て応援イベント「やかげキッズフェスティバル」を、町内の子育て福祉団体や中高生ボランティアと連携し、住民参加型で実施します。</li> </ul>	子C
子育て支援センターの土日等の開室	子育て支援センターは、現在、月1回土曜日を開室しています。土日等の開室に向けては、利用ニーズ調査を行ったうえで、人材確保や委託も含め研究します。	子C
イングリッシュ・デイ	ALTが、町内の小学生を対象に、互いに交流することのできる様々なアクティビティを行うことにより、学校で学習した英語を楽しく活用できる場にしていきます。	教育課
夏のボランティア体験	夏季休暇中の中高生を対象に、町内施設でボランティア活動をし、福祉の仕事学ぶ機会を設けます。	社協
次代の親の育成	子どもを産み育てることの意義、いのちや家庭の大切さを理解できるよう、中高大学生に、ボランティア等の機会を利用して、乳幼児等とふれあえる機会を提供します。また、実習生を受け入れ、園児の保育を行う機会を設けます。	教育課 保福課 各園
キャリア教育の推進	職場体験を通じて、小・中学校におけるキャリア教育を行います。	各学校

### 3 家庭教育の学習の場と参加しやすい取り組み

○保護者や住民が子育てに関する正しい知識を身に着けるため、学習機会を提供し教育力の向上を目指します。

事業	実施内容	担当部署
やかげ親子教室	乳幼児とその保護者を対象に子育ての不安等に対する相談・支援の場を提供します。	保福課
家庭教育学級	家庭や地域を取り巻く社会の変化に対応し、家庭や地域の教育力の充実に図るため、保・こ・小学校のそれぞれで家庭教育学級を実施します。また、地域の方を積極的に活用するなど、活力ある地域コミュニティを形成します。	教育課 各校園
親育ち応援学習講座	保・こ・小・中学校の保護者等が、互いに子育てについて学び、親として育ち合うことで家庭教育力の向上を図る、参加者が主体となる参加型の親育ち応援学習講座を開催します。	教育課 各校園

目標指標	現状値	目標値 2024(令和6)年度
地域学校協働本部活動ボランティア人数	2018(平成30)年度 396人	400人
やかげっ子ランドの年間実施回数	各園8回	各園8回
やかげ親子教室の年間実施回数	12回	12回
家庭教育学級の年間実施回数 小学校 平均 幼稚園 平均 保(こ)園 平均	小学校 2回 幼稚園 2回 保育園 2回	小学校 2回 保(こ)園 2回
親育ち応援学習講座の年間実施回数 小学校 平均 幼稚園 平均 保(こ)園 平均	小学校 2回 幼稚園 1.2回 保育園 0.5回	小学校 2回 保(こ)園 1回以上

## 基本目標 2 安心して産み育てられる環境づくり

### 基本施策 1 切れ目のない子育て支援

矢掛町の未婚率は年々上昇を続けており、少子化に歯止めをかけるために結婚推進は重要な施策となっています。結婚相談所を委託運営し、登録・紹介・相談業務に努め、男女の出会いの場を提供することで、結婚したい人の希望がかなうための環境づくりを推進します。

また、核家族化の進行や地域における住民間の関係の希薄化等により、妊娠、出産、育児の様々な場面で、不安や負担を抱えてしまう母親が少なくありません。ライフステージの各段階で切れ目がなく相談や支援を一貫して受けることができ、母子が健康的に過ごせる支援体制づくりを進めます。

さらに、子育てに要する費用が子どもの出生を妨げる理由として挙げられることが多くなっています。本町では、教育・保育の無償化を既に実施しており、今後も継続して行うとともに、それぞれの状況に合わせた経済的支援の活用と適正な運用の充実を推進します。

### 取り組みの方向

#### 1 結婚・妊娠・出産・子育ての包括的支援

○結婚の希望を支援し、安心して子どもを産み育てられるために、結婚、妊娠、出産、産後切れ目なく支援を受けることができる体制づくりを進めます。

事業	実施内容	担当部署
結婚応援プロジェクト	町在住又は在勤の独身男女を対象に、結婚相談所への入会金等『婚活』にかかる費用の一部を助成することで出会いの機会を支援します。	総企課
子育て世代包括支援センター機能の設置	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供する拠点として子育て世代包括支援センター機能を保健福祉課内に設置します。	保福課
産後ケアの推進	産後の助産院等への宿泊等により、産後ケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てが出来る支援体制を確保します。	保福課
妊産婦健康診査	妊産婦を対象とした医療機関における健康診査(妊婦一般健康診査依頼票 14 枚、妊婦超音波検査受診票 4 枚、妊婦血液検査受診票 2 枚、妊婦クラミジア抗原検査受診票 1 枚、妊婦歯科健康診査依頼票 1 枚 産婦健康診査 2 枚)について無料受診券を交付し、安心して出産できるように支援します。	保福課
母子訪問指導	乳児全戸訪問事業・養育支援訪問事業等を通じて、母親の健康状態と子どもの発育状態の確認と支援を実施するとともに、育児相談等サービスの紹介を行います。	保福課
乳児健康診査	1 歳未満の乳児を対象とした医療機関における健康診査の 3 回分について無料受診券を交付し、少子化の中で乳児の成長・発達を支援します。また、受診率の向上を図るため、出生届提出時に資料を配布するなど啓発活動を行います。	保福課
幼児健康診査	1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に健康診査を実施し、成長・発達を支援するとともに、保育園等と協力して未受診児に対しての受診勧奨を実施します。	保福課
予防接種	「予防接種法」に基づき、関係機関との連携を強化し、乳幼児・小中学生に対して予防接種の接種勧奨を実施し、感染症の予防を図ります。	保福課

事業	実施内容	担当部署
2歳児歯科健診	2歳児とその保護者を対象に、歯科健診、はみがき指導、フッ素塗布等を実施するとともに、心身の発達を確認する機会とします。	保福課
育児相談	身体測定、育児相談、離乳食相談などを毎月1回行い、乳幼児の健康発達を支援します。また、助産師による母乳相談を行います。発達が気になる子どもに対しては「やかげ親子教室」への参加を呼びかけ交流の場の提供を行います。	保福課
すこやか育児学級	4～6か月及び7～9か月の子どもを対象に、月齢に合った成長と育児のポイント、離乳食、口腔機能の発達とむし歯予防を含めたアドバイスや図書館司書によるブックスタートによる子育て支援を行います。	保福課 図書館
やかげ親子教室(再掲)	再掲。	保福課
小児医療体制の周知(＃8000)	医師会など関係機関との連携により、休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。新生児期から小児科のかかりつけ医をもち、子どもの健康管理が行えるよう、幼児健診や育児相談等の機会を通じて助言します。また、広報等を通じ＃8000の周知を推進します。	保福課
子育て支援メールの配信	毎月1回、子育て支援メールを会員に配信するとともに、イベント時には臨時で子育て支援メールを配信します。また、町内のイベントや当番医院、健康情報などの情報提供を行います。	子C
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の充実	地域全体で子育てを支援する基盤の整備を図るため、やかげっ子の会、キッズひろばの開催、相談事業、子育て支援メールの配信、母親クラブとの連携、親子のふれあいの場の提供など、子育て支援に関わる各種の業務を行います。	保福課

## 2 経済的支援による負担軽減

○結婚・妊娠・出産・子育て費用の軽減や移住定住促進を図るため、各段階に応じた助成を行います。さらに、経済的支援の効果を検証し、財源を含めた支援の見直しを定期的に行います。

事業	実施内容	担当部署
結婚祝金	結婚する町民へ祝金(10万円)を交付することにより、若者の定住を促進し、町の活性化を図ります。	総企課
定住促進助成金	定住人口増加と少子化対策を目的に、町内に新たに新築する人に対し、住宅建設費等を助成します。また、入居日に小学生以下の子どもがいる場合は、住宅用地購入に係る経費の1/10(上限100万円)を助成します。	総企課
住宅団地促進助成金	定住人口増加と少子化対策を目的に、民間開発等による住宅団地の誘致を図り、住宅団地購入者に対し、上下水道加入負担金等を助成します。	総企課
妊婦支援事業	妊婦が安心して無事に出産を迎えられるように支援するため、妊婦健診等に係る助成金(5万円)を交付します。	保福課
妊産婦医療費助成	産後1か月までの妊産婦対象医療費(8万円まで)を助成します。	保福課
誕生祝金	新生児の誕生をお祝いし、子育て世代の経済的支援を行います。第1子10万円 第2子20万円 第3子以降30万円	保福課
こども医療費助成事業	18歳年度末(高校3年生)までの子どもの医療費を助成し、子どもの保健向上と児童福祉の増進を図ります。	保福課

<b>児童手当・特例 給付支給事業</b>	中学校 3 年生までの児童を養育している保護者に支給します(国制度)。 ※窓口(矢掛町)	保福課
<b>予防接種費用の 助成</b>	インフルエンザ 1 回あたり 1, 500 円助成・おたふくかぜ 1 回あたり 3, 000 円 (上限)助成 (町内医療機関に限る)を行います。 ロタウイルスは 1 回最大 9, 000 円助成(償還払い)	保福課
<b>保育園・こども園 保育料無料化</b>	0 歳児からの保育料を無料化し、子育て世代の経済的支援を行います。	保福課
<b>入学祝金</b>	小中学校への入学をお祝いし、家庭の経済的負担を軽減します。小学校 3 万 円 中学校 5 万円	教育課



目標指標	現状値	目標値 2024(令和6)年度
未婚率(国勢調査結果)	2015(平成27)年(男性) 27.1% 2015(平成27)年(女性) 17.3%	2025(令和7)年(男性) 24.0% 2025(令和7)年(女性) 15.0%
妊娠届の早期届率(妊娠11週以内)	2018(平成30)年度 100%	100%
妊娠届時の面接及びアンケート実施割合	2018(平成30)年度 100%	100%
合計特殊出生率	2017(平成29)年 1.51 (岡山県: 1.54)	1.54
乳児訪問実施率 生後4か月訪問率	2018(平成30)年度 100%	100%
養育支援訪問実施率	2018(平成30)年度 100%	100%
2歳児歯科健診受診率	2018(平成30)年度 82.7%	85.0%
3歳児一人あたりのむし歯の本数	2018(平成30)年度 0.7本	1本以下
3歳児のむし歯の有病率	2018(平成30)年度 13.5%	13.5%以下
子育て支援メール登録人数	2019(令和元)年10月 199人	230人
就学前子どもの年間転入 実人数 (保健福祉課窓口面談数より)	2018(平成30)年度 32人	30人

## 基本施策 2 子どもの心と体の健康づくり

障害児の発達段階に応じて、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供し、医療的ケアが必要な障害児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

障害に関しては、身体、知的、精神に加え、発達障害を含めた支援、配慮の方法が課題となっており、障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加ができるよう、必要な支援を受けられる支援体制の充実を図ります。

また、子どもが心身ともに健康に過ごせるよう、子どもが自身の健康を管理する能力を身につけるための知識の普及や啓発に努めます。

### 取り組みの方向

#### 1 療育の周知と適正な利用

○障害のある児童とその家庭が必要とする支援やサービスを十分に受けることができるように、多様なサービスの周知や内容の充実を図ります。

事業	実施内容	担当部署
障害の早期発見・早期療育	育児相談や各健診実施時等に心身に関する課題について、早期に発見するとともに、成長の様子を確認することで、相談に対応します。また、やかげ親子教室の案内や療育機関、医療機関へつなげます。	保福課
やかげ親子教室	再掲。	保福課
児童発達支援センター等療育機関の新規参入	療育を希望する障害児が増加しており、事業所の新規参入に対しては、必要な情報提供の上、参入を促します。	保福課
就学前ことばの発達相談事業	言葉の発達専門員を配置し、ことばの遅れや情緒面において気になる子(就学前)を対象に言語相談・指導の充実を図ります。	子C
発達障害児保育事業	各園において、保育教諭の加配を前提に、発達障害児の受け入れを推進します。また、研修等による保育教諭の資質の向上に努めます。	各園
障害児のための団体等育成支援	発達障害児をもつ親の会「スマイル」や障害者団体の育成・支援を行います。また、団体と連携して、発達障害児への理解や悩みをもつ親への研修等を行います。	保福課 団体
医療的ケア児への対応	医療的ケアが必要な児童等について、相談等によりニーズを把握し、児童やその家族が適切な支援、助言が受けられるよう、サービスや事業所等の情報提供を行います。	保福課
ホームヘルプサービス	障害児家庭に対し、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。	保福課
児童発達支援	障害や発達の遅れが見られる未就学の児童が、生活能力向上や集団生活の適応のための訓練等を提供する事業所へ通所した場合に介護給付費を支給します。	保福課

事業	実施内容	担当部署
放課後等デイサービス	障害や発達の遅れが見られる就学中の児童が、生活能力向上のための訓練や社会との交流体験等を提供する事業所に通所した場合に介護給付費を支給します。	保福課
ショートステイ	保護者の病気等により、家庭において保護を受けることが一時的に困難となった障害児が、施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。	保福課

## 2 子どもの健康と食育

○子どもの健やかな成長を育むため、スポーツを気軽に楽しむ機会や、食や保健に関する正しい知識を学ぶことができる機会を充実します。

事業	実施内容	担当部署
スポーツ教室の開催	総合運動公園やB&G海洋センターを活用し、陸上、水泳、ダンス等の教室を開催するとともに、町民レクリエーション大会・ニュースポーツ大会等を開催し、ニュースポーツに親しむ機会を設けます。また、家族ぐるみで行えるスポーツの普及にも努めます。	教育課
スポーツ少年団の育成	剣道、柔道、サッカー、水泳、海洋、ソフトボール、バレーボール少年団等の組織で、子どもの体力と運動能力の向上を図ります。	教育課
学校給食などによる食育の推進	子どもの心身ともに健やかな発育と健康生活に寄与できるよう、安全・安心の学校給食を提供するとともに、よりよい食生活習慣の形成のために学校給食や保護者への啓発などを通して食育を推進します。	教育課 給食C
地産地消の推進	生産現場と食卓との距離を縮め、生産者の顔が見える新鮮で安心できる米・大豆・野菜・果物を提供し、農林業や食べ物への理解を深めるため、青空市場等での販売や各校園の給食での使用を推進します。特に、学校給食においては町内産野菜を多く取り入れた「お楽しみ給食」(2018(平成30)年度～)を月1回実施し、地産地消について理解を深めるとともに、残食ゼロを目指しています。	給食C 各校園
朝食の促進	・早寝早起き朝ごはんの推進により、規則正しい生活習慣のリズムづくりに努めます。 ・朝食の効果や必要性について、行政栄養士や学校栄養教諭及び各園の栄養士が、保護者・子どもたちへ啓発します。	教育課 保福課 給C 各校園
就学前の食育	・地域活動、幼児健診、すこやか学級を通じて、バランスの良い食事や間食のとり方等を指導・啓発します。 ・また、各園では、野菜の栽培を通じて、それを給食に提供することで自然の恵や感謝の心を育てます。	保福課 各園

目標指標	現状値	目標値 2024(令和 6)年度
児童発達支援利用率 利用者数/受給者証所持者数	100%	100%
放課後等デイサービス利用率 利用者数/受給者証所持者数	87.8%	100%
スポーツ少年団加入率	31.3%	35%
学校給食等による食育の推進 (給食を残さず食べる 小学生・中学生の割合)	2018(平成 30)年度 小学生 94.4% 中学 3 年生 70%	小学生 100% 中学 3 年生 75%
学校給食における地産地消の推進 (野菜・果物のうち、町内産品目を 使用する割合)	30.8%	35%
朝食を毎日食べる 小学生・中学生の割合	2017(平成 29)年度 小学生 83% 中学生 75%	小学生 100% 中学生 100%

### 基本施策 3 要保護・要支援家庭等への対策の充実

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、国は 2018（平成 30）年に「児童福祉法児童及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」を施行し、虐待を受けている児童等の保護を図っています。また、「子どもの貧困対策に関する大綱」が 2014（平成 26）年に閣議決定し、子どもの食事・栄養状態の確保、食育に関する支援や、ひとり親家庭の子どもに対する支援や居場所づくりが求められています。

本町においても、児童虐待の発生予防・早期発見のための取り組みや関係機関の情報共有の体制づくり、親子の相談先や子育てに関する学びの場づくりを進めるとともに、経済的に生活が困難な子育て家庭に対する支援や、ひとり親家庭の自立支援を充実することで、子どもの持つ可能性が阻害されることなく、夢や希望を持って成長できる環境を整備します。

#### 1 要保護家庭や経済的に困難な家庭への支援

○児童虐待の発生予防・早期発見のための対応方法の確立、情報共有の体制づくりを行います。また、ひとり親家庭への総合的な自立支援を推進し、経済的に困難な子育て家庭への就学支援、学習支援、居場所づくりを行います。

事業	実施内容	担当部署
虐待の早期発見と予防の推進	・乳児全戸訪問事業・養育支援訪問事業など、家庭を訪問し、虐待の予防や早期発見に努めるとともに、健診未受診者への受診勧奨に努めます。 ・子育て支援センターや各学校園、放課後児童クラブにおいて気になる状況が確認されたら、虐待相談窓口へ情報を伝達し、その後の支援につなげます。	保福課 教育課 各校園
要保護児童対策地域協議会の運営	・年 1 回程度「要保護児童対策地域協議会(代表者会議)」を開催し、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や活動状況の報告を行います。 ・年 3 回「実務者会議」を開催し、情報交換や各機関の役割分担・援助方針の検討など、被虐待児童及び家庭についての進行管理を行います。	保福課 教育課 関係機関
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、父母等に手当を支給します(国制度)※窓口(矢掛町)	保福課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の親及びその子に対する医療費の一部を助成します。	保福課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭等の人を対象に生活や就学に必要な資金の貸付を行います。(県事業)※窓口(矢掛町)	保福課
生活困窮者への自立支援相談事業	生活困窮者の相談を受けつける窓口を設置し、専門の相談員が就労等の支援や、情報提供を行います。(県事業)※窓口(矢掛町)	保福課
就学援助	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者を援助します。	教育課

事業	実施内容	担当部署
月曜日学習会	塾に通っていない小学生(4～6年)中学生(1～3年)を対象に、原則毎週月曜日に町内在住の元教員や大学生が指導者となり学習機会を提供しています。	教育課
食を通じての子ども居場所づくり	再掲。	社協 公民館

## 2 親の養育力支援と相談体制の充実

○親が地域から孤立せず、養育力支援が受けられるとともに、相談体制の充実を図ります。

事業	実施内容	担当部署
スクールカウンセラー事業	再掲。	教育課 各学校
要保護家庭等への地域での見守り強化	要保護児童家庭等に対する地域の見守り相談役として民生児童委員等と連携して対応します。また、民生児童委員や愛育委員、保育教諭に対しても児童虐待防止を目的とした対応力向上のための研修を実施します。	保福課
子ども家庭総合支援拠点の整備	子育てや生活に困難を抱える家庭に対し、地域のネットワークが機能的に連携し適切に支援を行えるよう、子ども(18歳まで)及び妊産婦の福祉に関する専門的な相談窓口の子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。	保福課 教育課
地域若者サポートステーション(就労支援)	働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳の若者に対し、専門スタッフが就労支援に向けてサポートします。(国事業)※役場で月1回相談	保福課

## 3 外国籍の家庭への支援

○外国籍の家庭が増加しているため、各学校園や家庭での生活で馴染んでいけるよう支援やふれあいの場を提供します。

事業	実施内容	担当部署
多文化子育てサロン	就学前の子どもをもつ外国籍の世帯が遊び相手や相談ができる場として、多文化子育てサロンの研究を行います。	子C
教育支援員(通訳可能な人)の配置	外国籍の児童生徒の学校におけるコミュニケーションの支援や、学校と保護者との間で通訳を行います。	教育課
外国籍の妊産婦・幼児・小学生及び保護者への支援・配慮	外国人の妊婦に対して、外国語による母子手帳の情報を提供します。また、外国籍の幼児・小学生の就園や就学の手続きに関して、翻訳機やパンフレットによる情報発信を行います。	教育課 保福課

目標指標	現状値	目標値 2024(令和6)年度
要保護児童対策地域協議会 (実務担当者会議年間実施回数)	3回	3回
地域若者サポートステーションへの 相談実人数	1人	5人
月曜日学習会 年間実施回数 実参加人数	29回 44人	30回 40人
(ニーズ調査より) 現在の暮らし向きについて「大変苦しい」 と回答した人の割合	2018(平成30)年度 小学生保護者 10.4%	小学生保護者 9.8%以下
(ニーズ調査より) 矢掛町は「子育てがしやすい」又は 「どちらかといえば子育てしやすい」と 回答した人の割合	2018(平成30)年度 小学生保護者 86.7% 就学前保護者 91.9%	小学生保護者 87%以上 就学前保護者 92%以上

## 基本目標 3 子育てと仕事の両立支援

### 基本施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

国では「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が示されるなど、仕事と生活の調和実現の取り組みが進められています。また、2019（令和元）年には女性活躍推進法が改正され、女性の採用や昇進等の積極的な提供や、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を図るための環境整備が事業者に求められています。

本町においても、母親の就労率の上昇や、今後の就労希望は高いため、子育てをしながら継続して働ける環境づくりの充実を図ります。

#### 取り組みの方向

##### 1 子育てへの男女共同参画の啓発

○男女がともに家事や育児等ができる環境を整えるため、固定的な役割分担意識の解消に努めます。

事業	実施内容	担当部署
男女共同参画の推進	男女がともに家庭生活・地域活動・職業生活を両立できる環境を整えるため、矢掛町男女共同参画プランの周知を図り、男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うという意識啓発を行い、男性の家事・育児への参加を促進します。	総企課
父親の子育て参画事業	父親と子どものふれあい体験事業を通じて、父親同士の交流を深めるとともに、子育て情報や子育てのポイントを学ぶ機会とします。	子C
男女がともに担う家事・育児・介護等の促進	男女共同参画セミナー等を開催し、男女が共に家庭責任を担う意識啓発を行います。	総企画

##### 2（企業）子育て世帯の労働環境制度の見直し

○仕事と子育てを両立させるために、多様な雇用形態や制度の導入、処遇の改善等を周知します。

事業	実施内容	担当部署
企業に対し、仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	次世代育成支援推進法、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度等の情報提供を行います。	産観課 保福課
企業（事業所）内保育施設との連携	企業・事業所内の保育施設の整備促進や制度についての情報提供を行います。また、幼児教育無償化により、認可外保育施設等との連携を行います。	保福課



目標指標	現状値	目標値 2024(令和 6)年度
町民意識調査において「家事・育児・介護にまったく関わらない男性」の割合	2016（平成 28）年度 平日 14% 休日 12%	平日 5% 休日 5%
（ニーズ調査より） 男性の育児休業の取得率	2018（平成 30）年度 3.9%	13.0% （国目標 2020（令和 2）年）

## 基本施策 2 多様な保育サービスの充実

少子化や核家族化の進行により、身近に子育てで相談できる人がいないなど、孤立化する保護者が少なくなく、国においては2018（平成30）年に「子育て安心プラン」を公表し、保育の受け皿整備や保育人材の確保を進めています。また、一方で子ども・子育て支援制度においては、質の高い保育・教育の提供を目指しており、多様なサービスを円滑に提供するためのニーズ量の把握とともに、良質な保育サービスを提供するための保育教諭の確保や資質の向上等に向けた取り組みが必要です。

本町においては、保育園のニーズが高く、待機児童が生じています。今後も、ニーズに応じた教育・保育事業を運営するとともに、子ども子育て支援サービス及び地域子育て支援事業を充実し、保護者の要望に応じたきめ細やかなサービスを一層充実します。

### 取り組みの方向

#### 1 各種保育サービスの充実

〇スムーズに保育事業を利用できるよう、子育て家庭の状況に合わせて必要な保育サービスを選択しやすい環境づくりに努めます。

事業	実施内容	担当部署
一時預かり事業	保護者の疾病等の理由により家庭における保育が一時的に困難となった場合に、各園において保育を実施することによって、子育て家庭への支援及び児童の福祉の増進を図ります。	保福課 各園
こども園における短時間利用の預かり保育	保護者の就労等の理由により、こども園において、平日の教育時間終了後及び長期休暇に預かり保育を行います。	保福課 こども園
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と、行いたい人で相互に援助を行うことにより、急な残業や子どもの病気等による変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう事業です。現在、矢掛町には会員組織はないため、委託を含め研究を継続します。広域利用としては、笠岡ファミリー・サポート・センターを利用することができます。	保福課
延長保育事業	通常保育を超える保育需要への対応として、午後7時までの延長保育を実施します。	各園
土曜日保育事業	保護者の勤務等により土曜日等においても、子どもの保育が必要となる場合に対応します。 また、休日保育事業については研究を継続します。	各園
病児・病後児保育事業	保育園・こども園・小学校に通外通園している児童等が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かりを行います。 2017（平成29）年度から県内の病院等で広域利用が可能となりました。当面は、広域利用を活用し事業を進めます。	保福課

## 2 保育教諭の確保対策と資質向上

○質の高い教育・保育サービスの提供を推進するため、研修や巡回指導により、保育教諭の資質の向上を図ります。

○保育教諭の負担軽減と安全な保育生活のために、安定した保育補助員の配置を目指します。

事業	実施内容	担当部署
保育教諭研修の実施	多様な保育サービスを提供するため、研修等に参加し、保育教諭間で共有し、保育教諭の資質の向上に努めます。また、課題に対して町内全体研修を企画し、保育教諭全体の資質向上に努めます。	各園
若手保育教諭巡回指導	園長経験者により、各園を巡回し、若手保育教諭の育成に努めます。	保福課 各園
個別支援教育・保育研修の充実	各園において、笠岡学園から専門の相談員が来園し、個別の関わりが必要な子どもについて、見立てや集団の中で可能な個別の関わり方についての助言を受け、保育教諭の専門性や教育保育の質の向上に努めます。	保福課
保育教諭の処遇・働く環境改善	安定的に保育教諭が採用でき、安心して働くことができるよう、処遇の改善や働く環境の改善を行います。	総企課 保福課
保育補助員の配置	保育教諭の負担軽減と園児の安全な保育生活のために、補助員を配置します。	保福課

## 3 放課後児童クラブの充実

国は、2018（平成30）年に、放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。町では、児童が安心して過ごすことができる居場所づくりとして、各地域の実情に応じた対応を進めます。

事業	実施内容	担当部署
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業終了後に、就労などで家庭に親のいない小学生の健全育成を推進するとともに働く親の不安解消を図ります。</li> <li>・教室等の状況を的確に把握するため教育課、保健福祉課、児童クラブで定期的な協議を行い、余裕教室の活用や新たな場所の確保を進めます。また、実施においては、小学校と必要な情報共有を行い、連携して取り組みます。</li> <li>・児童が主体的に活動内容に取り組めるよう、異学年による話し合いの場や交流の機会をもち、健全な育成を図ります。また、公民館等で活動の取り組みを発表したり、地域の人に活動内容を周知したりします。</li> <li>・地域の実情に応じた開所時間の変更に取り組みます。</li> <li>・研修を通じて支援員等の資質の向上を図るとともに、支援員等の処遇改善に引き続き取り組みます。</li> <li>・特別の配慮を必要とする児童については、支援員等の加配ができるよう継続して取り組みます。</li> <li>・閉所中の美川小学校区の児童クラブについては、毎年利用希望調査を行い、他の児童クラブと連携を図り進めます。</li> <li>・放課後児童クラブの内、5地区は「放課後子ども教室」と「一体型」で運営しています。今後も学習活動や体験活動等を連携して行き、一体型での運営を継続します。</li> </ul>	保福課

目標指標	現状値	目標値 2024(令和6)年度
個別支援教育保育研修の年間実施回数	3回/各園	3回以上/各園
町内 保育教諭全体研修の年間実施回数	2回/園全体	2回以上/園全体
保育教諭の配置数(全園合計) ※育児休業中及び子育て 支援センター除く	2019(平成31)年4月 常勤換算67人	常勤換算73人以上
保育補助員の配置数(全園合計)	2019(令和元)年10月 5人	7人

## 基本目標 4 地域における子育て支援と防犯・防災強化

地域全体で子育て家庭を支えていくためには、子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、育った子どもが将来的に矢掛町で子どもを産み育てる側や、地域活動の担い手になるように継続することが、子育てしやすい地域づくりに繋がります。

地域住民が子育てに関心を持ち、より多くの人の子育て家庭を支えられるように、ボランティアや、地域活動への参加を促します。

また、子ども達を痛ましい事故や災害から守るため、関係機関や住民間で密な連携を取りながら、地域全体での防犯・防災対策の強化に取り組みます。

### 取り組みの方向

#### 1 子育てボランティアの育成と連携

○密な連携ができる状況を確保するため、子育てボランティアへの支援や各関係機関の連携を強化する体制づくりを進めます。

事業	実施内容	担当部署
子育てに関するサークル・母親クラブの支援・育成	・広報活動や各種事業への勧誘、活動の場の提供などを通じて、育児サークルをはじめとした子育てに関する仲間づくりを支援します。 ・各種ボランティア活動を実施している母親クラブ(子育て支援団体)に補助金を交付し、その活動を支援します。	保福課
保育園・こども園における地域ボランティアと連携	・保育園・こども園では、各園の地域のボランティア(清掃活動・読み聞かせ・農業体験等)の協力を得て、行事等を実施している中で、今後も地域の特性を生かし、地域ぐるみでの就学前教育保育を継続して実施します。	各園
子育てサポーターの育成及び登録	保育園やこども園、子育て支援センター、幼児健診等において「子育てサポーター」として関わってくださる人の登録や育成を研究します。	保福課

## 2 交通・防犯・防災対策の強化

○子どもを事故や災害、犯罪等から守るため、生活環境の整備に努めます。

事業	実施内容	担当部署
公園の整備・管理	児童公園(ネバーランド)等の整備や身近な自然とふれあえる自由な遊び場を確保します。矢掛町総合運動公園は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用しやすい施設として、今後も町内外から利用者が増えるよう努めます。	保福課 教育課
通学路合同点検	通学路の安全確保のため、関係機関が連携し、合同点検を実施します。	教育課 建設課 町民課
快適な道づくりの推進	子どもや子育て中の親等が安心して通行できる歩道のバリアフリー化を図ります。	建設課
公共施設的环境整備・赤ちゃんの駅の推進	公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、赤ちゃんの駅(授乳・おむつ交換)の設置登録や、イベント等開催時の託児室の設置に努めます。	総企課 保福課
交通安全教室の開催	保・こ・小・中学校において、交通安全教室を開催します。	町民課
乳幼児事故防止等啓発の推進	育児相談や幼児健診時において、事故防止のパンフレットや注意喚起を行います。また、小児救急医療のポスターの掲示や相談窓口の連絡先シールを設置し情報提供を行います。	保福課
防犯笛の配布(小学校)	小学校入学時に、児童に防犯笛を配布します。	教育課
学校園情報配信メール(保・こ・小・中学校)	保・こ・小・中学校・保健福祉課・教育課から保護者へきめ細やかな情報や不審者情報等を伝達するシステムを整備します。	教育課 保福課 各学校園
地域防災計画の推進	「矢掛町地域防災計画」に基づき、全戸配布している「防災ガイドブック」や「避難勧告等の判断基準と伝達&要援護者避難支援プラン」などを用いて、「自分の安全は自らが守る」という意識の啓発を高めるとともに、日頃から避難ルートや避難場所などの周知を行います。	総企課 教育課 保福課
各園における保護者と一体となった避難訓練の実施	園において災害時には、家庭との連携が不可欠であり、年に1回以上は、保護者と一体となった避難訓練の実施をします。	保福課 各園
青少年育成センター	合同補導、下校時の巡回補導、高校生を対象とした列車補導を警察署と連携して実施します。	教育課
学校アドバイザー	2名を配置し、児童生徒の安全・安心を確保し、いじめや虐待を防止して健全育成に努めます。	教育課
非行防止教室	警察署と連携し、インターネットモラル、薬物乱用防止等の内容の教室を各校で実施します。	教育課 各校
地域による小学生登下校の安全・見守り支援	小学生の登下校が安全に行えるよう、青色防犯パトロール隊・地域ボランティア・子どもの見守隊等の地域による支援のもと推進します。	地域 教育課 町民課

目標指標	現状値	目標値 2024(令和6)年度
各園における保護者と一体となった避難訓練回数	各園 年1回	各園 年1回
学校情報配信メールの登録割合 小学校 幼稚園 保(こ)園	小学校 93.5% 幼稚園 93.3% 保育園 100%	小学校 95% 保(こ)園 100%
交通安全教室の年間実施回数 小学校 平均 幼稚園 平均 保(こ)園 平均	小学校 3回 幼稚園 8.5回 保育園 8.8回	小学校 3回 保(こ)園 9回
学校アドバイザーによる研修年間実施回数	2回	3回
警察署等との連携による非行防止教室(情報モラル・薬物乱用等)の年間実施回数【児童・生徒・保護者対象】	2018(平成30)年度 各校 3~4回	各校 3回以上
小学生の登下校の安全・見守り支援(青色防犯パトロール隊・地域ボランティア・子ども見守隊等)	全地区	全地区

## 第6章 目標指標一覧

基本目標	基本目標	指標	担当課	現状値	2024（令和6）年度 目標値	
質の高い幼児・学校教育と地域家庭連携	幼児・学校教育の充実	保（こ）幼小連絡会議及び研修の年間実施回数	教育課	3回	3回	
		平日1日あたりの家庭学習 1時間以上の割合 小学校 1時間以上の割合 中学校	教育課	73.2% 67.0%	75.0% 70.0%	
		不登校児童・生徒 （年間合計30日以上欠席） 出現率 小学校 出現率 中学校	教育課	2018（平成30）年度末 （6人）0.98% （9人）3.10%	（4人）0.67% （7人）2.40%	
	地域・家庭の子育て力の向上	地域学校協働本部活動ボランティア人数	教育課	2018（平成30）年度 396人	400人	
		やかげっ子ランドの年間実施回数	保福課	各園8回	各園8回	
		やかげ親子教室の年間実施回数	保福課	12回	12回	
		家庭教育学級の年間実施回数 小学校 平均 幼稚園 平均 保（こ）園 平均	教育課 各校園	小学校2回 幼稚園2回 保育園2回	小学校2回 保（こ）園2回	
		親育ち応援学習講座の年間実施回数 小学校 平均 幼稚園 平均 保（こ）園 平均	教育課 各校園	小学校2回 幼稚園1.2回 保育園0.5回	小学校2回 保（こ）園1回以上	
	安心して産み育てられる環境づくり	切れ目のない子育て支援	未婚率（国勢調査結果） 男性 女性	総企課	2015（平成27）年 27.1% 17.3%	2025（令和7）年 24.0% 15.0%
			妊娠届の早期届率（妊娠11週以内）	保福課	2018（平成30）年度 100%	100%
妊娠届時の面接及びアンケート実施割合			保福課	2018（平成30）年度 100%	100%	
合計特殊出生率			保福課	2017（平成29）年 1.51 （岡山県：1.54）	1.54	
乳児訪問実施率 生後4か月訪問率			保福課	2018（平成30）年度 100%	100%	
養育支援訪問実施率			保福課	2018（平成30）年度 100%	100%	
2歳児歯科健診受診率			保福課	2018（平成30）年度 82.7%	85.0%	
3歳児一人あたりのむし歯の本数			保福課	2018（平成30）年度 0.7本	1本以下	
3歳児のむし歯の有病率			保福課	2018（平成30）年度 13.5%	13.5%以下	
子育て支援メール登録人数			保福課	2019（令和元）年10月 199人	230人	
就学前子どもの年間転入 実人数 （保健福祉課窓口面談数より）			保福課	2018（平成30）年度 32人	30人	



基本目標	基本目標	指標	担当課	現状値	2024（令和6）年度目標値
安心して産み育てられる環境づくり	子どもの心と体の健康づくり	児童発達支援利用率 利用者数/受給者証所持者数	保福課	100%	100%
		放課後等デイサービス利用率 利用者数/受給者証所持者数	保福課	87.8%	100%
		スポーツ少年団加入率	教育課	31.3%	35%
		学校給食等による食育の推進 （給食を残さず食べる小学生・中学生の割合）	教育課 給食C	2018（平成30）年度 小学生 94.4% 中学3年生 70%	小学生 100% 中学3年生 75%
		学校給食における地産地消の推進 （野菜・果物のうち、町内産品目を使用する割合）	教育課 給食C	30.8%	35%
		朝食を毎日食べる 小学生・中学生の割合	教育課 保福課 各校	2017（平成29）年度 小学生 83% 中学生 75%	小学生 100% 中学生 100%
	要保護・要支援家庭等への対策の充実	要保護児童対策地域協議会 （実務担当者会議年間実施回数）	保福課	3回	3回
		地域若者サポートステーションへの 相談実人数	保福課	1人	5人
		月曜日学習会の年間実施回数・実参加人数	教育課	29回 44人	30回 40人
		（ニーズ調査より） 現在の暮らし向きについて「大変苦しい」と回答した人の割合	保福課	2018（平成30）年度 小学生保護者 10.4%	小学生保護者 9.8%以下
（ニーズ調査より） 矢掛町は「子育てがしやすい」又は「どちらかといえば子育てしやすい」と回答した人の割合		保福課	2018（平成30）年度 小学生保護者 86.7% 就学前保護者 91.9%	小学生保護者 87%以上 就学前保護者 92%以上	
子育てと仕事の両立支援	ワーク・ライフ・バランスの推進	町民意識調査において「家事・育児・介護にまったく関わらない男性」の割合	総企課 保福課	2016（平成28）年度 平日 14% 休日 12%	平日 5% 休日 5%
		（ニーズ調査より） 男性の育児休業の取得率	総企課 企業等	2018（平成30）年度 3.9%	13.0% （国目標2020（令和2）年）
	多様な保育サービスの充実	個別支援教育保育研修の年間実施回数	各園	3回/各園	3回以上/各園
		町内 保育教諭全体研修の年間実施回数	園	2回/園全体	2回以上/園全体
		保育教諭の配置数（全園合計） ※育児休業中及び子育て支援センター除く	保福課	2019（平成31）年4月 常勤換算 67人	常勤換算 73人以上
		保育補助員の配置数（全園合計）	保福課	2019（令和元）年10月 5人	7人
地域における子育て支援と防犯・防災強化	各園における保護者と一体となった避難訓練回数	保福課 各園	各園 年1回	各園 年1回	
	学校情報配信メールの登録割合 小学校 平均 幼稚園 平均 保（こ）園 平均	教育課 保福課 各校園	小学校 93.5% 幼稚園 93.3% 保育園 100%	小学校 95% 保（こ）園 100%	
	交通安全教室の年間実施回数 小学校 平均 幼稚園 平均 保（こ）園 平均	町民課 各校園	小学校 3回 幼稚園 8.5回 保育園 8.8回	小学校 3回 保（こ）園 9回	
	学校アドバイザーによる研修の年間実施回数【教職員対象】	教育課	2回	3回	
	警察署等との連携による非行防止教室（情報モラル・薬物乱用等）の年間実施回数【児童・生徒・保護者対象】	各校	2018（平成30）年度 各校 3~4回	各校 3回以上	
	小学生の登下校の安全・見守り支援（青色防犯パトロール隊・地域ボランティア・子ども見守隊等）	地域教育課 町民課	全地区	全地区	

## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画推進のための各主体の役割

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが少子化や子育てについて社会的関心を高めるとともに、家庭・学校・地域・企業・行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに緊密な連携を取りながら、一体となって取り組むことが必要です。

#### (1)家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。家庭で子どもが基本的な生活習慣や社会のルールを身に着けたりするなど、保護者は子育てについての第一義的な責務を担っています。

保護者は子どもの人格を尊重し、子どもを一人の人格を持った主体として尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指して、子育てを行うことが大切です。

家庭においては、男女にかかわらず保護者が子どもと十分に向き合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、子どもの健やかな育ちを支えていくことが求められます。

#### (2)学校等の役割

学校、保育園、認定こども園は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

専門的知識や施設を利用して、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、保育の充実に努めるとともに、施設や行事の開放などを通じて地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

#### (3)地域の役割

地域社会は、子どもや子育て家庭の見守りや支える場として、児童虐待や事故・犯罪、災害などから、子どもの人権と命を守ることや、子育て家庭の孤立を防ぐなど、子どもの健やかな育ちへの大切な役割を担っています。

近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

#### (4)企業等の役割

企業等は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とするための重要な役割を担っています。

男女がともに、ライフスタイルに応じた多様な働き方や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進する労働環境づくりが重要であり、また、妊婦の健康管理や子育てに対する理解が得られる職場環境づくりも求められています。

## **(5)行政の役割**

行政は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保証するため、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させるとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

そのために、県や庁内関係各課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育む環境づくりを進めます。

## **2 地域との協働体制の構築**

子どもに関わる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

## **3 計画の内容と実施状況の公表**

本計画の内容は広報紙、ホームページにより広く住民に周知するとともに、進行状況についても毎年公表するものとします。

## **4 進行管理**

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

このため、保健福祉課において、計画の進行状況を点検し、評価を行うとともに、その結果を広く住民に周知し、計画の効果的な見直し等を行います。

## 資料

### 1 矢掛町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、矢掛町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること
- (2) 特定地域型保育事業に関すること
- (3) 矢掛町子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年矢掛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中

「

障害認定審査会委員			14,000
-----------	--	--	--------

」を

「

障害認定審査会委員			14,000
子ども・子育て会議委員			5,000

」に改める。

### 矢掛町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	備考
関係団体を代表する者	山本 静枝	会長
	武田 真佐子	副会長
	時松 健二	
	中嶋 ゆかり	
	中原 苑子	
	雛元 孝子	
	武内 美代子	
	花川 恵子	
	松浦 輝夫	
学識経験を有する者	有安 繁騎	
	高月 憲二郎	
関係行政機関の職員	原田 京子	
	山室 知美	

## 2 諮問

矢保福第 719号  
令和元年6月24日

矢掛町子ども・子育て会議  
会長 山本 静枝 殿

矢掛町長 山野 通彦

第2期矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、第2期矢掛町子ども・子育て支援事業計画を定めたいので、当該計画の策定について諮問します。

### 3 用語解説

用語		説明
ア行	青色防犯パトロール隊	青色回転灯を装備した自動車を用いた自主防犯ボランティアによるパトロール。地域の防犯や児童の登下校等の見守り等を行う。
	育児休業制度	法律に基づいて労働者が育児のために一定期間取得できる休業。また、その制度。養育する1歳に満たない子の育児について、事業主に申し出ることによって取得できる。育児介護休業法による。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けることもある。
	一時預かり事業	保護者の就労、傷病、育児疲れの解消等の理由で、緊急・一時的に保育を必要とする児童を、週に3日程度、1か月14日以内の範囲で保育所において保育する事業。
	延長保育事業	保育園や認定こども園において、通常の保育時間を延長して保育業務を実施する事業。
カ行	核家族世帯	夫婦のみの世帯と夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。
	学校アドバイザー	警察官を退職した者等を教育課に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の勤務等による保育の需要に対応するための保育形態。
	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
サ行	児童相談所	児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、問題児童の指導・一時保護などの業務を行う都道府県の機関。
	児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援：障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つ又は発達が気になる就学前児童を対象に、事業所等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。 放課後等デイサービス：障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つ又は発達が気になる就学児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通い、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流体験などを行う。
	児童扶養手当	父母が婚姻を解消した児童及び父が一定の障害の状態にある児童等の母又は養育者がその児童を看護するときに支給される手当。
	スクールサポーター	不登校やいじめ等の解消・未然防止のために、児童生徒等の気持ちに寄りそい、声掛け等の支援を行う。
	スクールソーシャルパートナー	不登校やいじめ等の解消・未然防止のために、社会福祉等の知識や技術をもとに活動し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒等への支援を行う。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者であり、いじめや暴力行為、不登校など、児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う。
	その他の親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいる世帯で核家族でない世帯。



用語		説明
タ行	単独世帯	世帯人員が一人の世帯。
	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する施設であり、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としている。
	地域コミュニティ	一定の地域に居住する住民が、日常のふれあいや様々な分野の活動を通して、連帯感や共通意識をもち、地域の課題解決に取り組む共同体。
	TT（ティーム・ティーチング）学習	複数の教師が協力して指導にあたる教授組織。
	適応指導教室	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。
ナ行	認可保育園	児童福祉法に基づく保育園としての認可を受けている乳幼児の保育を目的とする施設。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つ施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが特徴である。
ハ行	発達障害	子どもの発達途上において、生体の機能の一部が成熟しないでとどまっている状態。広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害（ADHD）・知的障害・発達性言語障害・発達性協調運動障害などがある。
	バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用に配慮した設計。
	非親族世帯	二人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
	病児・病後児保育	病気治療中や回復期で保育園や小学校の集団生活が困難なため、通園通学できない児童を病院等の施設で一時的に預かる事業。
	ファミリー・サポート・センター事業	臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたいものと援助を受けたいものからなる会員組織による相互援助活動を行う事業。
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況。（「病気」や「経済的な理由」による場合を除く。）
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取り組みを推進する事業。
	放課後児童クラブ	昼間保護者がいない小学校児童を対象に、学校の余裕教室等で健全な育成活動を行う事業。
マ行	未婚率	未婚者（まだ結婚をしたことのない人）の人口に対する割合。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	文化・年齢の差異、障害・能力などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく利用可能であるようなデザインのこと。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

矢掛町子ども・子育て支援事業計画  
発行年月 2020（令和2）年3月  
発行 矢掛町

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
TEL (0866) 82-1013 FAX (0866) 82-9061